

那覇市公報

第 1 5 9 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(障がい福祉課)	1030
--	------

◇規 則◇

○那覇市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則（市民課）	1033
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1043
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1049
○那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則の一部を改正する規則（環境保全課）	1057
○那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）	1058
○那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則（子育て応援課）	1069
○那覇市保健所運営協議会規則（保健所準備室）	1079
○那覇市健康増進法施行細則（保健所準備室）	1082
○那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（保健所準備室）	1097
○那覇市温泉法施行細則（保健所準備室）	1107
○那覇市臨床検査技師等に関する法律施行細則（保健所準備室）	1127
○那覇市水道法施行細則（保健所準備室）	1139
○那覇市死体解剖保存法施行細則（保健所準備室）	1152
○那覇市歯科技工士法施行細則（保健所準備室）	1166

○那覇市柔道整復師法施行細則（保健所準備室）	1172
○那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（保健所準備室）	1178
○那覇市薬事法施行細則（保健所準備室）	1188
○那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則（消防本部総務課）	1197
○那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（市民課）	1200
○那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則（ちゃーがんじゅう課）	1201
○那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）	1203

◇訓 令◇

○那覇市自治体法務推進規程（総務課・共同訓令）	1206
○那覇市住民基本台帳事務取扱規程の一部を改正する訓令（市民課）	1211
○那覇市新庁舎建設検討委員会規程を廃止する訓令（新庁舎建設室）	1213
○那覇市自治体法務推進規程を廃止する訓令（総務課）	1214

◇告 示◇

○那覇市毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票取扱要綱（保健所準備室）	1215
○生活衛生課の分掌事務に属する届出等の公文書公開請求に関する要綱（保健所準備室）	1217
○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（管財課）	1218

◇公 告◇

○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧について（区画整理課）	1219
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	1220
○平成 25 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について（管財	

課）	1220
----------	------

○平成 25 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について（管財課）	1224
--	------

○新都心銘苅庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（まちづくり協働推進課）	1226
---	------

○那覇広域都市計画緑地の変更について（都市計画課）	1229
---------------------------------	------

○那覇広域都市計画公園の変更について（都市計画課）	1230
---------------------------------	------

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	1231
-----------------------------------	------

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1232
-----------------------------------	------

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会例規審議会規程を廃止する訓令（総務課）	1233
------------------------------------	------

○那覇市教育委員会法規担当主任設置規程を廃止する訓令（総務課）	1234
---------------------------------------	------

○那覇市自治体法務推進規程（共同訓令）	1206
---------------------------	------

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）	1235
-------------------------------------	------

条 例

那覇市条例第 1 号

平成25年 2 月 5 日

公 布 済

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（介護補償） 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 〔略〕 (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項の障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項の生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 〔略〕	（介護補償） 第10条の2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項の障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項の生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例の一部改正）

第2条 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例（平成4年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（助成の範囲） 第4条 この条例により助成する医療費等の範囲は、次に掲げる額から医療保険各法	（助成の範囲） 第4条 〔略〕

の規定による高額療養費、附加給付等及び高額介護合算療養費の額を控除した額とする。 (1) [略] (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援医療、同法第70条第1項の療養介護医療、同法第71条第1項の基準該当療養介護医療及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の障害児施設医療に係る自己負担額	(1) [略] (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援医療、同法第70条第1項の療養介護医療、同法第71条第1項の基準該当療養介護医療及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の障害児施設医療に係る自己負担額
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市障がい者福祉センター条例の一部改正)

第3条 那覇市障がい者福祉センター条例(平成17年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第4号の事業 (2)～(5) [略]	(事業) 第3条 [略] (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第9号の事業 (2)～(5) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正)

第4条 那覇市精神障害者地域生活支援センター条例(平成17年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号及び第4号の事業 (2) [略]	(事業) 第3条 [略] (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号及び第9号の事業 (2) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市障害者介護給付費等審査会条例の一部改正)

第5条 那覇市障害者介護給付費等審査会条例(平成18年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第15条の審査会の名称、委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第15条の審査会の名称、委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第2号

平成25年2月19日

公 布 済

那覇市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市自動車臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

那覇市自動車臨時運行許可に関する規則(昭和49年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(許可の申請) 第2条 [略] 2 前項の申請に際しては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。	(許可の申請) 第2条 [略] 2 前項の申請に際しては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による自動車損害賠償責任保険証明書<u>及び次の各号のいずれかの書面</u>を提示しなければならない。 (1) 自動車検査証 (2) 限定自動車検査証 (3) 製作証明書 (4) 譲渡証明書 (5) 一時抹消登録証明書 (6) 自動車通関証明書 (7) 完成検査終了証 (8) 自動車予備検査証 (9) 排ガス検査修了証 (10) 輸入車特別取扱自動車届出済書 (11) 自動車検査証返納証明書 (12) その他自動車の同一性が確認できる書類
3～4 [略] (許可証の交付等) 第3条 市長は、前条の申請が正当なものであると認めたときは、<u>臨時運行許可証(以下「許可証」という。)</u>を交付するとともに<u>臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)</u>を貸与する。	3～4 [略] (許可証の交付等) 第3条 市長は、前条の申請が正当なものであると認めたときは、<u>自動車臨時運行許可証(第2号様式。以下「許可証」という。)</u>を交付するとともに<u>自動車臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)</u>を貸与する。 <u>(許可証及び番号標の返納)</u> 第4条 市長は、<u>道路運送車両法第35条第6項の規定により返納を受けた許可証及び番号標を確認したときは、自動車臨時運行許可番号標返納確認書(第3号様式)を</u>

(番号標又は許可証の紛失等) <u>第4条</u> 番号標を<u>き損</u>し、若しくは紛失し、又は許可証を紛失したときは、<u>自動車臨時運行許可番号標(許可証)紛失(き損)届(第2号様式)</u>に警察署長の遺失届出証明書を添えて(番号標の<u>き損</u>又は許可証の紛失の場合を除く。)市長に提出しなければならない。 2 自動車臨時運行許可を受けた者が番号標を<u>き損</u>し、又は紛失したときは、その実費を弁償しなければならない。 <u>第5条</u> [略] (手数料) <u>第6条</u> 申請者は、那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)に定めるところにより手数料を納付しなければならない。 <u>第7条</u> [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記]	<u>交付するものとする。</u> (番号標又は許可証の紛失等) <u>第5条</u> 番号標を<u>毀損</u>し、若しくは紛失し、又は許可証を紛失したときは、<u>自動車臨時運行許可番号標(許可証)紛失(毀損)届(第4号様式)</u>に警察署長の遺失届出証明書を添えて(番号標の<u>毀損</u>又は許可証の紛失の場合を除く。)市長に提出しなければならない。 2 自動車臨時運行許可を受けた者が番号標を<u>毀損</u>し、又は紛失したときは、その実費を弁償しなければならない。 <u>第6条</u> [略] (手数料) <u>第7条</u> 申請者は、那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)に定めるところにより手数料を納付しなければならない。 <u>第8条</u> [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。この場合において、第1号様式中下線が引かれた部分については、下線がないものとみなす。 4 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修

正した様式を使用することができるものとする。

電話番号

※ 許可番号 第 号 年 月 日		那 那 那
臨時運行許可番号	標 板 番 号	那 那 那
申請者の住所氏名又は名称		印
車 名		
形 状		
車 台 番 号		
運 行 の 目 的		
運 行 の 経 路		
運 行 期 間		

※	※	※	※				
保 険							
有 効 期 間							
返 納					許 可 証	契 印	契 印
標 番					契 印	契 印	

(※印は記入しないで下さい)

[改正後 別記]
第1号様式(第2条関係)

那覇市長 宛

右のとおり自動車の臨時運行をしたいので那覇市自動車臨時運行許可に関する規則第2条により申請します。

契印

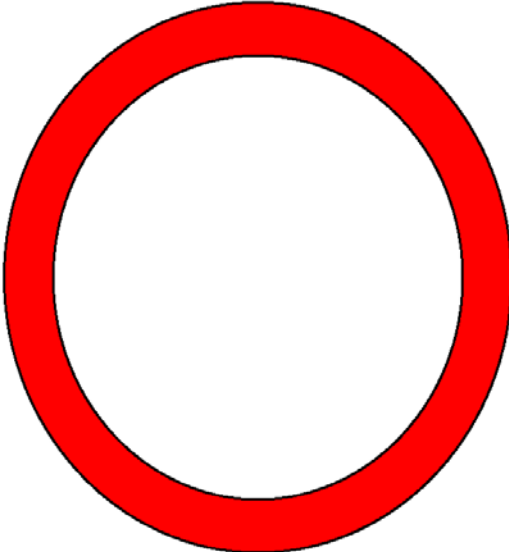
◆ 太枠の欄内のみ記入をお願いします

保険会社名 Ins.Co.Name	第 号
保険証番号 J.C.I	No.
保険期間 Validation	年 月 日 ~ 年 月 日
☐ オートバイ ☐ 軽自動車 ☐ 小型以上	

(※印は記入しないでください)

自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR TEMPORARY LICENSE PLATE	
※ 許可番号 平成 年 月 日 号	那覇
自動車臨時運行許可番号標番号	※ 沖縄
申請者の住所 Address	
申請者の氏名 又は名 称 Name of Applicant	印
電 話 番 号 Phone Number	
車 名 Make	☐ トヨタ ☐ ホンダ ☐ マツダ ☐ ニッサン ☐ ミツビシ ☐ スズキ ☐ スバル ☐ ダイハツ ☐ ダットサン ☐ ヒノ ☐ カワサキ ☐ その他()
形 状 Bodystyle	☐ ハコガタ ☐ キャブオーバー ☐ ダンブ ☐ ボンネット ☐ バン ☐ オートバイ ☐ その他()
車 台 番 号 Frame Number	
運行の目的 Purpose	☐ 車検 ☐ 登録 ☐ その他()
運行の経路 Route of Travel	~
運 行 期 間 Period of Operation	/ ~ /
受付	

〔改正後 別記〕
第2号様式（第3条関係）

有 THE	効 TERM	期 OF	間 VALIDITY
 目 的 外 使 用 を 禁 ず る ONLY FOR THE PURPOSE ◆申請目的以外の不正使用及び、有効期間満了後5日以内に返納のない場合、懲役または、罰金等の罰則があります。 (道路運送車両法第35条第6項、第108条第1項)			

自動車臨時運行許可証 TEMPORARY DRIVE PERMIT 那覇市長	
※	許可番号 第 年 月 日 号 平成
自動車臨時運行許可番号標番号	※ 沖縄
申請者の住所 Address	那覇
申請者の氏名 又は名 称 Name of Applicant	印
電 話 番 号 Phone Number	
車 名 Make	☐ トヨタ ☐ ホンダ ☐ マツダ ☐ 日産 ☐ 三菱 ☐ スズキ ☐ スバル ☐ ダイハツ ☐ タツサ ☐ ホン ☐ ヒノ ☐ カワサキ ☐ その他()
形 状 Bodystyle	☐ ハコガタ ☐ キャブ ☐ オーバー ☐ ダンブ ☐ ボンネット ☐ バン ☐ オートバイ ☐ その他()
車 台 番 号 Frame Number	
運行の目的 Purpose	☐ 車検 ☐ 登録 ☐ その他()
運行の経路 Route of Travel	～
運 行 期 間 Period of Operation	/ ～ /

[改正後 別記]
第3号様式(第4条関係)

返納済印

那覇市長

保険会社名 Ins.Co.Name	第 号
保険証番号 J.C.I No.	年 月 日 ~ 年 月 日
保険期間 Validation	☐ オートバイ ☐ 軽自動車 ☐ 小型以上

右記自動車臨時運行許可番号標の返納を確認しました。

自動車臨時運行許可番号標返納確認書 CONFIRMATION OF LICENSE PLATE RETURN REPORT	
※ 許可番号 第 号 平成 年 月 日	※ 沖縄 那覇
自動車臨時運行許可番号	
申請者の住所 Address	
申請者の氏名 又は名称 Name of Applicant	印
電話番号 Phone Number	
車 名 Make	☐ トヨタ ☐ ホンダ ☐ マツダ ☐ ニッサン ☐ ミツビシ ☐ スズキ ☐ スバル ☐ ダイハツ ☐ ダットサン ☐ ヒノ ☐ カワサキ ☐ その他()
形 状 Bodystyle	☐ ハコガタ ☐ キャブオーバー ☐ ダンブ ☐ ボンネット ☐ バン ☐ オートバイ ☐ その他()
車 台 番 号 Frame Number	
運行の目的 Purpose	☐ 車検 ☐ 登録 ☐ その他()
運行の経路 Route of Travel	~
運 行 期 間 Period of Operation	/ ~ /

[改正前 別記]

第2号様式自動車臨時運行許可番号標(許可証)紛失(き損)届

年 月 日

那覇市長 殿

[略]

紛失(き損)物 件	<u>臨時運行許可番号</u> 標 第 号 枚
	<u>臨時運行許可証</u> 第 号
紛失(き損)年月日	[略]
紛失(き損)の場所	
紛失(き損)の理由	

備考 [略]

[改正後 別記]

第4号様式(第5条関係)自動車臨時運行許可番号標(許可証)紛失(毀損)届

年 月 日

那覇市長 宛

[略]

紛失(毀損)物件	<u>自動車臨時運行許可番号標</u> 第 号 枚
	<u>自動車臨時運行許可証</u> 第 号
紛失(毀損)年月日	[略]
紛失(毀損)の場所	
紛失(毀損)の理由	

備考 [略]

那覇市規則第 3 号

平成25年 2 月19日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略](第1条—<u>第5条</u>) 第2章 [略](<u>第6条</u>—第9条) 第3章～第4章 [略] 付則 <u>第5条 削除</u> <u>第2章 給料</u> 第12条 [略] 2 初任給調整手当を支給されている職員が医師又は獣医師の免許を必要としない職に異動をした場合には、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。 [別表第1 別記] [別表第3の2 別記]	目次 第1章 [略](第1条—<u>第4条の2</u>) 第2章 [略](<u>第5条</u>—第9条) 第3章～第4章 [略] 付則 <u>第2章 給料</u> (医療職給料表(1)の規則で定める職員) <u>第5条 条例別表第2医療職給料表(1)備考の規則で定める職員は、歯科医師とする。</u> 第12条 [略] 2 初任給調整手当を支給されている職員が医師、<u>歯科医師</u>又は獣医師の免許を必要としない職に異動をした場合には、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。 [別表第1 別記] [別表第3の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 5 表の改正規定において、改正後部分に係る罫線に対応する改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第8条関係）

勤務箇所	職員	調整数
環境保全課	狂犬病予防業務及び動物保護管理業務に従事することを本務とする獣医師	4
保健所準備室	(1) 診療放射線技師 (2) 臨床検査技師 (3) 精神保健福祉の業務に常時従事することを本務とする保健師 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神保健福祉相談員に任命された職員((3)に掲げる者を除く。)	2
	(5) 結核予防業務に常時従事することを本務とする保健師 (6) 衛生監視業務に常時従事することを本務とする衛生監視員に任命された職員	1.5
	(7) 医師 (8) 感染症対策の業務に常時従事することを本務とする職員 (9) 保健師((3)、(5)及び(8)に掲げる者を除く。)	1
環境政策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく環境衛生指導員に任命された職員	1.5
療育センター	(1) 理学療法技術員 (2) 言語聴覚士	2
人事課	医師	1
障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 健康推進課 特定健診課 こどもみらい課 子育て応援課 教育委員会総務課	保健師	0.5
管財課	電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者に任命された職員	1
クリーン推進課	廃掃法に基づく技術管理者に任命された職員	1
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された職員	2
管財課 なはまちなか振	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された職員	1

興課 道路建設課 こどもみらい課 市民課 文化振興課 教育委員会総務課		
建築指導課	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築主事に任命された職員	1

〔改正後 別記〕

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
環境衛生課	狂犬病予防業務及び動物保護管理業務に従事することを本務とする獣医師	4
健康増進課	(1) 診療放射線技師	2
	(2) 臨床検査技師	
	(3) 結核予防業務に常時従事することを本務とする保健師	1.5
	(4) 医師	1
	(5) 感染症対策の業務に常時従事することを本務とする職員	
	(6) 保健師((3)、(5)に掲げる者を除く。)	0.5
生活衛生課	衛生監視業務に常時従事することを本務とする衛生監視員に任命された職員	1.5
地域保健課	(1) 精神保健福祉の業務に常時従事することを本務とする保健師	2
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神保健福祉相談員に任命された職員((1)に掲げる者を除く。)	
	保健師((1)に掲げる者を除く。)	0.5
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく環境衛生指導員に任命された職員	1.5
療育センター	(1) 理学療法技術員	2
	(2) 言語聴覚士	
人事課	医師	1
人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 特定健診課 こどもみらい課	保健師	0.5

子育て応援課		
管財課	電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者に任命された職員	1
クリーン推進課	(1) 廃掃法に基づく技術管理者に任命された職員	1
	(2) 廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された職員	2
管財課 なはまちなか振興課 道路建設課 こどもみらい課 市民課 文化振興課 教育委員会総務課	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された職員	1
建築指導課	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築主事に任命された職員	1

〔改正前 別記〕

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	円〔略〕	
1年未満	410,900	
1年以上2年未満	410,900	
2年以上3年未満	410,900	
3年以上4年未満	410,900	
4年以上5年未満	410,900	
5年以上6年未満	410,900	
6年以上7年未満	410,900	
7年以上8年未満	410,900	
8年以上9年未満	410,900	
9年以上10年未満	410,900	
10年以上11年未満	410,900	
11年以上12年未満	410,900	
12年以上13年未満	410,900	
13年以上14年未満	410,900	
14年以上15年未満	410,900	
15年以上16年未満	410,900	
16年以上17年未満	406,500	
17年以上18年未満	402,100	

18年以上19年未満	397,700
19年以上20年未満	393,300
20年以上21年未満	388,900
21年以上22年未満	369,600
22年以上23年未満	349,900
23年以上24年未満	330,700
24年以上25年未満	311,400
25年以上26年未満	292,000
26年以上27年未満	269,400
27年以上28年未満	247,200
28年以上29年未満	224,900
29年以上30年未満	202,200
30年以上31年未満	177,500
31年以上32年未満	152,700
32年以上33年未満	128,200
33年以上34年未満	90,200
34年以上35年未満	55,000

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師
	円	円 [略]
1年未満	410,900	306,000
1年以上2年未満	410,900	306,000
2年以上3年未満	410,900	306,000
3年以上4年未満	410,900	306,000
4年以上5年未満	410,900	306,000
5年以上6年未満	410,900	306,000
6年以上7年未満	410,900	306,000
7年以上8年未満	410,900	306,000
8年以上9年未満	410,900	306,000
9年以上10年未満	410,900	306,000
10年以上11年未満	410,900	306,000
11年以上12年未満	410,900	306,000
12年以上13年未満	410,900	306,000
13年以上14年未満	410,900	306,000
14年以上15年未満	410,900	306,000

15年以上16年未満	410,900	306,000
16年以上17年未満	406,500	302,700
17年以上18年未満	402,100	299,400
18年以上19年未満	397,700	296,100
19年以上20年未満	393,300	292,800
20年以上21年未満	388,900	289,500
21年以上22年未満	369,600	275,800
22年以上23年未満	349,900	261,800
23年以上24年未満	330,700	248,400
24年以上25年未満	311,400	234,600
25年以上26年未満	292,000	221,000
26年以上27年未満	269,400	203,400
27年以上28年未満	247,200	186,400
28年以上29年未満	224,900	169,200
29年以上30年未満	202,200	151,600
30年以上31年未満	177,500	133,700
31年以上32年未満	152,700	115,500
32年以上33年未満	128,200	97,700
33年以上34年未満	90,200	71,700
34年以上35年未満	55,000	47,500
備考 [略]		

那覇市規則第4号
平成25年2月19日
公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
[別表第7の2 別記]	[別表第7の2 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師の職務
2級	主任医師の職務
[略]	

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務

2級	主任医師又は主任歯科医師の職務
[略]	

ウ～エ [略]

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
医師	[略]				

備考 [略]

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
医師 歯科医師	[略]				

備考 [略]

ウ～エ [略]

[改正前 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	[略]	

備考 [略]

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	[略]	

備考 [略]

ウ～エ [略]

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]							
113		<u>58</u>	[略]				
[略]							
117		<u>59</u>					
118		<u>59</u>					
[略]							
121		<u>60</u>					
122		<u>60</u>					
123		<u>60</u>					
[略]							
125		<u>61</u>					

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
124	<u>86</u>	[略]			
[略]					
127	<u>87</u>				
128	<u>87</u>				

[略]	
130	<u>88</u>
131	<u>88</u>
132	<u>88</u>
133	<u>89</u>
134	<u>89</u>
135	<u>89</u>
136	<u>90</u>
137	<u>90</u>
138	<u>90</u>
139	<u>91</u>
140	<u>91</u>
141	<u>91</u>
142	<u>92</u>
143	<u>92</u>
144	<u>92</u>
145	<u>93</u>
146	<u>93</u>
147	<u>93</u>
148	<u>93</u>
149	<u>94</u>
150	<u>94</u>
151	<u>94</u>
152	<u>94</u>
153	<u>95</u>
154	<u>95</u>
155	<u>95</u>
156	<u>95</u>
157	<u>96</u>
158	<u>96</u>
159	<u>96</u>
160	<u>96</u>
161	<u>97</u>
162	<u>97</u>
163	<u>97</u>
164	<u>98</u>
165	<u>98</u>
166	<u>98</u>
167	<u>99</u>
168	<u>99</u>
[略]	

〔改正後 別記〕

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
〔略〕							
113		<u>57</u>	〔略〕				
〔略〕							
117		<u>58</u>					
118		<u>58</u>					
〔略〕							
121		<u>59</u>					
122		<u>59</u>					
123		<u>59</u>					
〔略〕							
125		<u>60</u>					

イ～ウ 〔略〕

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
〔略〕					
124	<u>85</u>	〔略〕			
〔略〕					
127	<u>86</u>				
128	<u>86</u>				
〔略〕					
130	<u>87</u>				
131	<u>87</u>				
132	<u>87</u>				
133	<u>88</u>				
134	<u>88</u>				
135	<u>88</u>				
136	<u>88</u>				
137	<u>89</u>				
138	<u>89</u>				
139	<u>89</u>				
140	<u>90</u>				
141	<u>90</u>				
142	<u>90</u>				
143	<u>91</u>				

144	<u>91</u>
145	<u>91</u>
146	<u>92</u>
147	<u>92</u>
148	<u>92</u>
149	<u>93</u>
150	<u>93</u>
151	<u>93</u>
152	<u>93</u>
153	<u>94</u>
154	<u>94</u>
155	<u>94</u>
156	<u>94</u>
157	<u>95</u>
158	<u>95</u>
159	<u>95</u>
160	<u>95</u>
161	<u>96</u>
162	<u>96</u>
163	<u>96</u>
164	<u>96</u>
165	<u>97</u>
166	<u>97</u>
167	<u>98</u>
168	<u>98</u>
[略]	

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]							
57	[略]	<u>112</u>	[略]				
58	[略]	<u>116</u>					
59	[略]	<u>120</u>					
60	[略]	<u>124</u>					
[略]							

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
85	<u>123</u>	[略]			
86	<u>126</u>				
87	<u>129</u>				
88	<u>132</u>				
89	<u>135</u>				
90	<u>138</u>				
91	<u>141</u>				
92	<u>144</u>				
93	<u>148</u>				
94	<u>152</u>				
95	<u>156</u>				
96	<u>160</u>				
97	<u>163</u>				
98	<u>166</u>				
[略]					

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]							
57	[略]	<u>113</u>	[略]				
58	[略]	<u>118</u>					
59	[略]	<u>123</u>					
60	[略]	<u>125</u>					
[略]							

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
85	<u>124</u>	[略]			
86	<u>128</u>				
87	<u>132</u>				
88	<u>136</u>				

89	<u>139</u>	
90	<u>142</u>	
91	<u>145</u>	
92	<u>148</u>	
93	<u>152</u>	
94	<u>156</u>	
95	<u>160</u>	
96	<u>164</u>	
97	<u>166</u>	
98	<u>168</u>	
〔略〕		

那覇市規則第 5 号

平成25年 2 月19日

公 布 済

那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則（平成12年那覇市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（手数料の納付） 第7条 第2条、第4条及び第5条の申請をしようとする者は、那覇市手数料条例（1951年那覇市条例第2号）に規定する手数料を納付しなければならない。	（手数料の納付） 第7条 第2条、第4条、 <u>第5条及び第9条</u> の申請をしようとする者は、那覇市手数料条例（平成24年那覇市条例第71号）に規定する手数料を納付しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第 6 号

平成25年 2 月26日

公 布 済

那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [第2号様式 別記] [第4号様式 別記]	[別表第1 別記] [第2号様式 別記] [第4号様式 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市民会館条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上、従前の様式を使用することができる。

[改正前 別記]

別表第1(第10条関係)

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料	備考
舞台 設備	[略]			
	ピアノ用椅子	[略]		
	大迫り	一式	976円	
	小迫り	一式	588円	
	オーケストラピット	一式	3,906円	
	反響板	[略]		
音響 設備	[略]			
	再生機	[略]		
	録音	1回	1,575円	レコーダーを含み、録音素材を除く。
照明 設備	[略]			

ピアノ	スタインウェイピアノ	[略]	11,025円	[略]
その他	ヤマハCFピアノ	1台	7,350円	調律を除く。
	ヤマハC7ピアノ	[略]		
	[略]			

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料	備考
舞台	[略]			
設備	ピアノ用椅子	[略]		
	反響板	[略]		
	[略]			
音響	[略]			
設備	再生機	[略]		
照明	[略]			
設備				
ピアノ	スタインウェイピアノ	[略]	7,350円	[略]
その他	ベーゼンドルファーピアノ	1台	7,350円	調律を除く。
	ヤマハC7ピアノ	[略]		
	[略]			

[改正前 別記]
第2号様式(第4条関係)

附 属 設 備 使 用 許 可 申 請 書															
那覇市長 様 住所 団体名 代表者名 申請者 電話 年 月 日															
次のとおり附属設備を使用したいので申請します。															
品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)
所作台	枚			折りたたみテーブル	台			ワイヤレスマイク	本			プロジェクタースポットライト	台		
平	枚			花	台			三点吊りマイク	一式			先	台		
開き足	台			指揮者台	台			マイクスタンド	本			IT0センタースレスマシン	台		
箱馬	個			指揮者用譜面台	台			はね返りスピーカー	台			照明セット(A)	一式		
スライディング山台	台			譜面台	台			再生機	台			照明セット(B)	一式		
松羽目	枚			譜面灯	台			録音	回			スタインウェイピアノ	台		
紅型幕	枚			コントラバス用椅子	脚			クセノンピンスポット	台			ヤマハCFピアノ	台		
雲幕	枚			ピアノ用椅子	脚			エフエクトマシン	台			ヤマハCTピアノ	台		
首里城幕	枚			大迫り	一式			波マシン	台			持込器具コンセント	Kw		
大黒幕	枚			小迫り	一式			オーロラマシン	台			展示パネル	枚		

しや 紗	幕	枚			オーケストラ ピット	一式			ミラーボール	台			スクリーン	一式	
ひも 緋毛織		枚			反響板	一式			星球	一式			ホワイトボード (黒板)	台	
上	敷	枚			木戸	一式			スポットライト (500W)	台					
地がすり		枚			ドライアイスマ シン	台			スポットライト (1KW)	台			小計		円
長座布団		枚			拡声装置	一式			パラーライト	台			冷房(大ホール)		時間
立奏台		組			ダイナミックマ イクロホン	本			ミニパラーライト	台			冷房(中ホール)		時間
大太鼓		台			ダイレクトボツ クス	本			ETCカッターライ ト	台			冷房(会議室)		時間
金屏風		双			コンデンサーマ イクロホン	本			IT0カッターライ ト	台			小計		円
演	台	台			パウンダリマ イクロホン	本			FQ1.5KWスポット ライト	台			使用料の合計額		円
司会者用演台		台			超指向性マイク ロホン	本			パーストロボ	台					

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

〔改正後 別記〕
第2号様式(第4条関係)

附 属 設 備 使 用 許 可 申 請 書															
那覇市長 様 住所 団体名 申請者 代表者名 電話 年 月 日															
品 名	数量	回 数	使用料 (円)	品 名	数量	回 数	使用料 (円)	品 名	数量	回 数	使用料 (円)	品 名	数量	回 数	使用料 (円)
所作 台	枚			折りたたみテーブル	台			はね返りスピーカー	台			照明セット(B)	一式		
平 台	枚			花 台	台			再生機	台			スタインウェイピアノ	台		
開 き 足	台			指揮者台	台			クセノンピンスポット	台			ペーゼンドルファーパーピアノ	台		
箱 馬	個			指揮者用譜面台	台			エフエクトマシン	台			ヤマハC7ピアノ	台		
スライディング山台	台			譜 面 台	台			波 マ シ ン	台			持込器具コンセント	Kw		
松 羽 目	枚			譜 面 灯	台			オーロラマシン	台			展示パネル	枚		
紅 型 幕	枚			コントラバス用椅子	脚			ミラーボール	台			スクリーン	一式		
雲 幕	枚			ピアノ用椅子	脚			星 球	一式			ホワイトボード(黒板)	台		
首里城幕	枚			反響板	一式			スポットライト(500W)	台						
大 黒 幕	枚			木 戸	一式			スポットライト(1KW)	台						

次のとおり附属設備を使用したいので申請します。

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

[改正前 別記]
第4号様式(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

那覇市長 印

附 属 設 備 使 用 許 可 書

年 月 日 申請のあった附属設備の使用については次のとおり許可します。

品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)
所作 台	枚			折りたたみテーブル	台			ワイヤレスマイク	本			プロジェクター	台			スポンジライト	台		
平 台	枚			花 台	台			三点吊りマイク	一式			先 玉	台			先 玉	台		
開 き 足	台			指 揮 者 台	台			マイクスタンド	本			ITDセンサー	台			マシ	台		
箱 馬	個			指揮者用譜面台	台			はね返りスピーカー	台			照 明 セ ッ ト	一式			照 明 セ ッ ト	一式		
スライディング山台	台			譜 面 台	台			再 生 機	台			照 明 セ ッ ト	一式			照 明 セ ッ ト	一式		
松 羽 目	枚			譜 面 灯	台			録 音 機	回			スタイリングウェア	台			スタイリングウェア	台		
紅 型 幕	枚			コントラバス用椅子	脚			クセノンピンスポット	台			ヤマハCFピアノ	台			ヤマハCFピアノ	台		
雲 幕	枚			ピアノ用椅子	脚			エフエクトマシン	台			ヤマハC7ピアノ	台			ヤマハC7ピアノ	台		
首里城 幕	枚			大 迫 り	一式			波 マ シ ン	台			持込器具コンセント	Kw			持込器具コンセント	Kw		
大 黒 幕	枚			小 迫 り	一式			オーロラマシン	台			展 示 パ ネ ル	枚			展 示 パ ネ ル	枚		

しゃ ひ 緋	幕	枚	オーケストラ ピット	一式	ミラーボール	台				スクリーン	一式	
毛織		枚	反響板	一式	星	一式				ホワイトボード (黒板)	台	
上	敷	枚	木戸	一式	スポットライト (500W)	台						
地がすり		枚	ドライアイスマ シン	台	スポットライト (1KW)	台				小計		円
長座布団		枚	拡声装置	一式	パターライト	台				冷房(大ホール)		時間
立葵台		組	ダイナミックマ イクロホン	本	ミニパターライト	台				冷房(中ホール)		時間
大太鼓		台	ダイレクトボツ クス	本	ETCカッターライ ト	台				冷房(会議室)		時間
金屏風		双	コンデンサーマ イクロホン	本	IT0カッターライ ト	台				小計		円
演	台	台	バウンダリーマ イクロホン	本	FQ1.5KWスポット ライト	台				使用料の合計額		円
司会者用演台		台	超指向性マイク ロホン	本	パーストロボ	台						

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

〔改正後 別記〕
第4号様式(第6条関係)

年 月 日 申請のあった附属設備の使用については次のとおり許可します。 第 年 月 日												那覇市長 印											
品 名 数量 回数 使用料 (円) 品 名 数量 回数 使用料 (円) 品 名 数量 回数 使用料 (円)																							
所作台	枚		折りたたみテーブル	台		はね返りスピーカー	台		照明セット(B)	一式		使用料 (円)											
平 台	枚		花 台	台		再生機	台		スタインウェイピアノ	台		使用料 (円)											
開 き 足	台		指揮者台	台		クセノレンピンスポット	台		ペーゼンドルファーパーピアノ	台		使用料 (円)											
箱 馬	個		指揮者用譜面台	台		エフエクトマン	台		ヤマハC7ピアノ	台		使用料 (円)											
スライディング山台	台		譜 面 台	台		波 マ シ ン	台		持込器具コンセント	Kw		使用料 (円)											
松 羽 目	枚		譜 面 灯	台		オーロラマシン	台		展示パネル	枚		使用料 (円)											
紅 型 幕	枚		コントラバス用椅子	脚		ミラーボール	台		スクリーン	一式		使用料 (円)											
雲 幕	枚		ピアノ用椅子	脚		星 球	一式		ホワイトボード(黒板)	台		使用料 (円)											
首 里 城 幕	枚		反 響 板	一式		スポットライト(500W)	台					使用料 (円)											
大 黒 幕	枚		木 戸	一式		スポットライト(LKW)	台					使用料 (円)											

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

那覇市規則第 7 号

平成25年 3 月 1 日

那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則

目次

第1章 趣旨(第1条)

第2章 母子福祉資金の貸付け(第2条―第19条)

第3章 寡婦福祉資金の貸付け(第20条)

第4章 雑則(第21条・第22条)

付則

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)の施行に関し、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「政令」という。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 母子福祉資金の貸付け

(個人の母子福祉資金貸付申請)

第2条 法第13条第1項の規定による貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、母子(寡婦)福祉資金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 貸付申請者が配偶者のない女子である場合にあっては、当該事実及び現に児童を扶養している事実を証する書類(貸付申請者が児童である場合にあっては、当該児童が配偶者のない女子に扶養されている事実及び児童である事実を証する書類)

(2) 次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類

資金の種類	添付書類
事業開始資金 事業継続資金	事業(計画・実績)書
修学資金	在学証明書又は入学通知書、合格証明書若しくは入学許可書

	の写し
技能習得資金 修業資金	技能(習得・修業)計画書
就職支度資金	採用決定(見込)書
住宅資金	住宅増築(改築・補修)計画書及び住宅増築(改築・補修)平面図
転宅資金	住宅の賃貸借契約書の写し又は使用承諾書
就学支度資金	入学通知書、合格証明書又は入学許可書の写し
医療介護資金	ア 医療分 医療計画書及び医師又は歯科医師の診断書 イ 介護分 介護保険被保険者証、サービス利用票別表及び介護サービス費の額が記載された書類等の写し
結婚資金	結婚(予定)を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により貸付申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(団体の母子福祉資金貸付申請)

第3条 法第14条の規定による貸付けを受けようとする母子福祉団体は、貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業の前会計年度における収支計算書
- (4) 事業(計画・実績)書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、県内に一定の住所を有し独立の生計を営む者のうち、保証能力があると認められるものでなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた者については、この限りでない。

（母子福祉資金貸付けの決定）

第5条 市長は、第2条又は第3条の規定による貸付申請書の提出があったときは、母子福祉資金の貸付けの可否を決定し、貸付申請者に対し母子（寡婦）福祉資金貸付決定通知書（以下「貸付決定通知書」という。）又は母子（寡婦）福祉資金貸付等不承認通知書（以下「不承認通知書」という。）を交付するものとする。

（母子福祉資金貸付けの取消し等）

第6条 市長は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けの決定を取り消し、又は将来に向かって貸付金の交付をやめることができる。

- （1） 行方不明となったとき。
 - （2） 市外へ転出したとき（修学資金、技能習得資金、修業資金、医療介護資金又は生活資金の貸付けを受けた者が当該資金の目的を達成するため市外へ転出するときを除く。）。
 - （3） 貸付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日（貸付けの種類が医療介護資金である場合にあっては、貸付金の交付が完了したとき）を経過しても次条第1項の母子（寡婦）福祉資金借用書を提出しないとき。
 - （4） 偽りその他不正な手段により貸付けの決定を受けたとき。
- 2 市長は、政令第12条及び第13条又は前項の規定により貸付けの決定を取り消し、又は将来に向かって貸付金の交付をやめるときは、母子（寡婦）福祉資金貸付（決定取消・停止決定）通知書によりに通知するものとする。

（交付請求書及び借用書の提出）

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、母子（寡婦）福祉資金交付請求書、母子（寡婦）福祉資金借用書（以下「借用書」という。）にその者（連帯保証人がある場合にあっては、当該連帯保証人を含む。）の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、医療介護資金の貸付けである場合にあっては、貸付金の交付が完了したときに提出するものとする。

- 2 貸付決定通知書の交付を受けた母子福祉団体は、母子（寡婦）福祉資金交付請求書に、連帯して債務を負担する借主に係る印鑑登録証明書を添付した借用書を添えて、市長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金、医療介護資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が政令第7条第3号から第5号まで、第7号及び第8号に規定する限度額に満たない場合において、増額を必要とする理由が生じたときは、当該限度額の範囲内において母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請しようとする者(第4項において「増額申請者」という。)は、母子(寡婦)福祉資金貸付増額申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、増額を受けようとする資金が医療介護資金(介護分に係るものを除く。)であるときは、医師又は歯科医師の診断書を添えなければならない。

3 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、母子福祉資金貸付金を増額することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書を、増額しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。

4 第6条の規定は、増額申請者が前項の母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書の交付を受けた場合について準用する。

(母子福祉資金貸付金の辞退及び減額)

第9条 母子福祉資金の貸付決定を受けた者又は貸付けを受けている者(以下これらを「借受人」という。)は、いつでも母子(寡婦)福祉資金貸付(辞退・減額)申出書により、その母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は減額することを市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出書を受け付けたときは、将来に向かって母子福祉資金貸付金の交付をやめ、又はその額を減額するとともに、母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書を当該申出人に交付するものとする。

(借用書の取替え)

第10条 借受人は、第6条第2項、第8条第3項又は前条第2項の通知の交付を受けその貸付けの額に変更があったときは、訂正された内容の借用書を新たに作成し、先に提出した借用書と取り替えなければならない。

(償還の納期限)

第11条 母子福祉資金の償還の納期限は、据置期間を経過した日の属する月の翌月から起算し、償還方法が月賦償還にあつては1月目の、半年賦償還にあつては6月

目の、年賦償還にあつては12月目の月の末日を初回の納期限とし、以降の納期限は償還方法に基づく月の末日とする。

（一時償還の請求）

第12条 市長は、政令第16条の規定により母子福祉資金貸付金の一時償還を請求する場合は、母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書により、当該母子福祉資金貸付金の借受人等に通知するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 政令第19条の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書に、同条第1項第1号の規定に該当するものにあつては償還金を支払うことが困難であることを証する書類、同項第2号の規定に該当するものにあつては在学証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、償還金の支払を猶予することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予決定通知書を、猶予しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。

（償還の免除）

第14条 法第15条第1項の規定により母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 借受人が死亡した場合にあつては、その旨を記載した戸籍抄本
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けた場合にあつては、障がいの状況及び今後の就業能力の見込みに関する医師の診断書
- (3) 借受人と連帯して債務を負担する借主(以下「連帯借受人」という。)又は連帯保証人の収入支出等について参考となる事項を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、母子福祉資金貸付金の償還を免除することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書を、免除しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。

（違約金の免除）

第15条 政令第17条ただし書の規定により違約金の免除を申請しようとする者は、母子(寡婦)福祉資金違約金免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、違約金を免除することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金違約金免除決定通知書を、免除しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。

(氏名、住所等の変更届)

第16条 借受人は、自己、連帯借受人又は連帯保証人が氏名若しくは住所又は名称若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは氏名(住所)変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

(休学及び復学届)

第17条 借受人は、修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに、当該事実を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、休学の届出があった場合は、母子福祉資金の貸付けの休止を決定し、母子(寡婦)福祉資金貸付休止決定通知書により当該借受人に通知するものとする。

- 3 市長は、復学の届出があった場合は、母子福祉資金貸付資格等について再調査のうえ、母子福祉資金の貸付けを再開することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金貸付再開決定通知書を、再開しないときは不承認通知書を当該届出者に交付するものとする。

(死亡の届出)

第18条 母子福祉資金の連帯借受人又は連帯保証人は、当該資金の借受人が死亡したときは、速やかに、死亡届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、引き続き母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、政令第5条第2項各号に掲げる事項に該当することを証する書類及び連帯保証人の同意書を市長に提出しなければならない。

- 3 借受人は、連帯借受人及び連帯保証人が死亡したときは、速やかに、死亡届を市長に提出しなければならない。

(事業状況報告)

第19条 母子福祉資金の貸付けを受けた母子福祉団体は、毎会計年度終了後、速やかに事業状況報告書を市長に提出しなければならない。

第3章 寡婦福祉資金の貸付け

(準用規定)

第20条 第2条から第19条までの規定は、寡婦福祉資金貸付金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	法第13条第1項	法第32条第1項において準用する法第13条第1項
第3条	法第14条	法第32条第3項において準用する法第14条
第5条	第2条又は第3条	第20条において準用する第2条又は第3条
第6条 第1項	前条	第20条において準用する第5条
第6条 第2項	政令第12条及び 第13条	政令第38条において準用する政令第12条及び第13 条
	前項	第20条において準用する第6条第1項
第8条 第1項	政令第7条第3号 から第5号まで、 第7号及び第8号	政令第36条第3号から第5号まで、第7号及び第8号
第8条 第2項	前項	第20条において準用する第8条第1項
第8条 第3項	前項	第20条において準用する第8条第2項
第9条 第2項	前項	第20条において準用する第9条第1項
第12条	政令第16条	政令第38条において準用する政令第16条
第13条 第1項	政令第19条	政令第38条において準用する政令第19条
	同条第1項第1号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第1 号
	同項第2号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第2 号
第13条 第2項	前項	第20条において準用する第13条第1項
第14条	法第15条第1項	法第32条第4項において準用する法第15条第1項

第1項		
第14条 第2項	前項	第20条において準用する第14条第1項
第15条 第1項	政令第17条ただし書き	政令第38条において準用する政令第17条ただし書き
第15条 第2項	前項	第20条において準用する第15条第1項
第18条 第2項	前項 政令第5条第2項各号	第20条において準用する第18条第1項 法第33条第2項において準用する政令第5条第2項各号

第4章 雑則

(様式)

第21条 別表に掲げる文書の様式は、別に定める。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和47年沖縄県規則第28号)の規定によりされている母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する決定、その他の処分、申請等は、それぞれこの規則の相当規定によりされた決定、その他の処分、申請等とみなす。

別表(第21条関係)

番号	文書の名称	根拠条文
1	母子(寡婦)福祉資金貸付申請書	第2条第1項
2	事業(計画・実績)書	第2条第1項第2号
3	在学証明書	第2条第1項第2号
4	技能(習得・修業)計画書	第2条第1項第2号

5	採用決定(見込)書	第2条第1項第2号
6	住宅増築(改築・補修)計画書	第2条第1項第2号
7	医療計画書	第2条第1項第2号
8	母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書	第5条
9	母子(寡婦)福祉資金貸付等不承認通知書	第5条
10	母子(寡婦)福祉資金貸付(決定取消・停止決定)通知書	第6条第2項
11	母子(寡婦)福祉資金交付請求書	第7条第1項
12	母子(寡婦)福祉資金借用書	第7条第1項
13	母子(寡婦)福祉資金貸付増額申請書	第8条第2項
14	母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書	第8条第3項
15	母子(寡婦)福祉資金貸付(辞退・減額)申出書	第9条第1項
16	母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書	第12条
17	母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書	第13条第1項
18	母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予決定通知書	第13条第2項
19	母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書	第14条第1項
20	母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書	第14条第2項
21	母子(寡婦)福祉資金違約金免除申請書	第15条第1項
22	母子(寡婦)福祉資金違約金免除決定通知書	第15条第2項
23	氏名(住所)変更届	第16条
24	母子(寡婦)福祉資金貸付休止決定通知書	第17条第2項
25	母子(寡婦)福祉資金貸付再開決定通知書	第17条第3項
26	死亡届	第18条第1項
27	事業状況報告書	第19条

那覇市規則第 8 号

平成25年 3 月 1 日

那覇市保健所運営協議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保健所運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 協議会は、正委員15人以内で組織する。

2 正委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 医療関係団体の代表又は職員
- （3） 福祉団体の代表又は職員
- （4） 学校保健関係者
- （5） 職域保健関係者
- （6） 保健所の利用者
- （7） 学識経験者
- （8） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、正委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、正委員及び当該会議の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は委員として議決に加わる権利を有しない。

（部会）

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 前条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

（関係者の出席）

第8条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、那覇市保健所において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第 9 号

平成25年 3 月 1 日

那覇市健康増進法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康増進法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知）

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、国民健康・栄養調査の調査世帯指定通知書（第1号様式）によるものとする。

（栄養指導員による指導）

第3条 法第19条に規定する栄養指導員は、法第18条第1項第2号に規定する指導を行ったときは、給食施設栄養指導票（第2号様式）を当該指導を行った施設の管理者に交付するものとする。

（給食施設の届出）

第4条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める書類を保健所長に提出して行うものとする。

- （1） 法第20条第1項の規定による届出 給食施設開始・再開届（第3号様式）
- （2） 法第20条第2項前段の規定による届出 給食施設変更届（第4号様式）
- （3） 法第20条第2項後段の規定による届出 給食施設休止・廃止届（第5号様式）

2 法第20条第2項後段の規定による休止の届出をした者は、その事業を再開したときは、再開の日から1月以内に、給食施設開始・再開届を保健所長に提出しなければならない。

第5条 多数給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を提供する施設をいう。第7条において同じ。）の設置者は、その事業の開始の日から1月以内に、給食施設開始・再開届を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、給食施設変更届を保健所長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その事業を休止し、又は廃止したときは休

止又は廃止の日から1月以内に、給食施設休止・廃止届を保健所長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による休止の届出をした者は、その事業を再開したときは、再開の日から1月以内に、給食施設開始・再開届を保健所長に提出しなければならない。

（管理栄養士必置施設の指定の通知）

第6条 保健所長は、法第21条第1項に規定する指定をしたときは、管理栄養士必置施設指定通知書(第6号様式)により設置者に通知するものとする。

（給食施設の報告）

第7条 法第20条第1項に規定する特定給食施設及び多数給食施設の設置者又は管理者は、給食施設現況報告書(第7号様式)を毎年4月20日までに、保健所長に提出しなければならない。

- 2 前項の設置者又は管理者は、毎年11月に実施した給食について、給食施設栄養定期報告書(第8号様式)を作成し、その年の12月20日までに保健所長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

被調査世帯主 様

那覇市保健所長 印

国民健康・栄養調査の調査世帯指定通知書

国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、毎年実施されるものです。

年度の国民健康・栄養調査の調査対象として、あなたの世帯が指定されましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しい中誠に恐れ入りますが、調査にご協力くださるようよろしくお願いいたします。

(参考)

健康増進法抜粋

第10条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

第11条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

施設名

管理者氏名

様

那覇市保健所 栄養指導員

氏名

給食施設栄養指導票

健康増進法第18条第1項第2号の規定による指導事項は、次のとおりです。なお、指導事項については、改善に努めるようお願いします。

	項目	評価	備考
栄養管理	1 栄養基準量が正しく算出されている。	A B C	
	2 食糧構成に基づいて給食を実施している。	A B C	
	3 予定及び実施献立表が整備されている。	A C	
	4 給与栄養目標量が目標に達している。	A B C	
	5 食品の発注、受払が適正に行われている。	A C	
	6 栄養出納簿が整備され、栄養定期報告書が提出されている。	A B C	
	7 給食人員の把握が常に行われている。	A C	
栄養教育給食効果	1 喫食者に対する栄養教育及び献立の掲示がなされている。	A C	
	2 嗜好調査が行われている。	A B C	
	3 残量調査が行われている。	A B C	
	4 経済的考慮が行われている。	A C	
	5 給食委員会を設置し、運営されている。	A B C	
	6 計量器の使用がなされている。	A C	

衛生設備	1 食器・器具類の消毒が完全に行われている。	A C	
	2 給食従事職員の検診、検便が定期的に行われている。	A C	
	3 給食従事職員の専用便所の有無	A C	
	4 給食従事職員の衛生保持がなされている。	A C	
	5 食品の保管が適正になされている。	A B C	
	6 保存食の保管がなされている。	A B C	
調理配膳	1 機械器具類が整備され、調理に支障がない。	A C	
	2 食事の盛りつけ、配膳が適正になされている。	A C	
	3 適温給食について配慮がなされている。	A C	

第3号様式(第4条、第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、給食施設の設置者の
名称、主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び電話番号

給食施設開始・再開届

健康増進法第20条第1項

那覇市健康増進法施行細則第4条第2項

那覇市健康増進法施行細則第5条第1項

那覇市健康増進法施行細則第5条第4項

の規定により、次のとおり関係書類を

添えて届け出ます。

給食 施設	名 称			
	所 在 地			
給食施設の種類				
給食開始日		年 月 日		
施設許可定員数				
給食運営方式	☐ 直営	☐ 委託	(請負者) 住 所 氏 名 電話番号	
給食管理担当者	部課名		氏名	

栄養士代表者名	部課名			氏名			
1日の予定給食数 及び各食ごとの 予定給食数	区分	朝食	昼食	夕食	計	間食	備考
	給 食 数						
	職 員 食 数						
給食従事職員数	区分	設置者(委託者)側			受託者側		
	管理栄養士	人			人		
	栄 養 士	人			人		
	調 理 師	人			人		
	調 理 員	人			人		
	事 務 職 員	人			人		
	そ の 他	人			人		

(添付書類)

- 1 管理栄養士及び栄養士の免許証の写し
- 2 管理栄養士及び栄養士名簿
- 3 給食施設の平面図及び付近見取図

第4号様式(第4条、第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、給食施設の設置者の
名称、主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び電話番号

給食施設変更届

健康増進法第20条第2項前段

那覇市健康増進法施行細則第5条第2項

の規定により、次のとおり関係書類を

添えて届け出ます。

給食施設	名 称	
	所在地	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		
変 更 事 項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

- 1 栄養士代表者、管理栄養士及び栄養士の変更の場合は、栄養士免許証の写し
- 2 変更事項が給食施設の構造設備に係るものであるときは、変更後の給食施設の平面図

第5号様式(第4条、第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあつては、給食施設の設置者の
名称、主たる事務所の所在地、代表者
の氏名及び電話番号

給食施設休止・廃止届

健康増進法第20条第2項後段

那覇市健康増進法施行細則第5条第3項

の規定により、次のとおり届け出ま

す。

給食施設	名 称	
	所在地	
休止期間・廃止年月日	☐ 休止 年 月 日から 年 月 日まで ☐ 廃止 年 月 日	
休止・廃止の理由		

第6号様式(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

那覇市保健所長 印

管理栄養士必置施設指定通知書

健康増進法第21条第1項の規定により、次の特定給食施設を管理栄養士を置かなければならない施設に指定しましたので、通知します。

特定給食施設	名 称	
	所在地	

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

報告者 所 在 地

施 設 名

電 話 番 号

設置者又は

管 理 者 名

印

給食施設現況報告書

那覇市健康増進法施行細則第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

給食施設	名 称			
	所在地			
給食施設の種類				
給食開始(再開)日		年 月 日		
給食運営方式	☐ 直営	☐ 委託 (請負者) 住 所 氏 名 電話番号		
給食管理担当者	部課名		氏名	
給食従事職員数				
栄養士代表者氏名		☐ 管理栄養士 ☐ 栄養士	登録番号 (免許番号)	

栄養士代表者以外の 管理栄養士	人		栄養士代表者以外の栄養士		人	
調理師	人		調理員	人	その他	人
給食数						
区分	朝食	昼食	夕食	計	間食	備考
給食数						
職員食数						
計						
備考						

(備考)

- 1 給食数は3月中の平均値を記入すること。
- 2 那覇市が作成した献立を使用している場合は、備考欄にその旨記入すること。

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

報告者 所 在 地

施 設 名

電 話 番 号

設置者又は

管 理 者 名

印

給食施設栄養定期報告書

(年11月分)

那覇市健康増進法施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

月間延食数	1人1日当たり給食材料費		円
栄養項目	1人1日当たり給与栄養目標量	1人1日当たり給与栄養量	
エネルギー(kcal)			
たん白質(g)			
脂肪(g)			
カルシウム(mg)			
鉄(mg)			
ビタミンA(μ g)			
ビタミンB1(mg)			
ビタミンB2(mg)			
ビタミンC(mg)			
食物繊維総量(g)			
食塩相当量(g)			

栄養比率(目標比率)		穀類エネルギー比	%()	
		動物性たん白質比	%()	
		脂肪エネルギー比	%()	
食品群別		1人1日当たりの食品構成に基づく基準量(g)	実際に給与した量	
			1月当たりの純使用量(kg)	1人1日当たりの純使用量(g)
1 穀類	米			
	パン類			
	めん類			
	小麦粉			
	その他の穀類			
2 いも類及びでん粉類	さつまいも			
	じゃがいも			
	その他のいも類			
	及びでん粉類			
3 砂糖及び甘味類				
4 豆類				
5 種実類				
6 野菜類	緑黄色野菜			
	その他の野菜			
7 果実類				
8 きのこと類				
9 藻類				
10 魚介類				
11 肉類				
12 卵類				
13 乳類				
14 油脂類				
15 菓子類				

16 ^し 嗜好飲料類			
17 調味料及び香味料類			
18 調理加工品類			

那覇市規則第10号

平成25年 3 月 1 日

那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）の施行に関し、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設の届出）

第2条 法第9条の2第1項前段の規定による届出をしようとする者は、施術所開設届（第1号様式）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第3条 法第9条の2第1項後段の規定による届出をしようとする者は、施術所開設届出事項変更届（第2号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（休止等の届出）

第4条 法第9条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、施術所休止・廃止・再開届（第3号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（出張専業施術業務開始等の届出）

第5条 法第9条の3前段の規定による届出をしようとする者は、出張専業施術業務開始届（第4号様式）に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

2 法第9条の3後段の規定による届出は、出張専業施術業務休止・廃止・再開届（第5号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（市外に住所を有する施術者の滞在業務の届出）

第6条 法第9条の4の規定による届出をしようとする者は、市外居住者滞在業務開始届（第6号様式）に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所開設届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

開設年月日	年 月 日			
名 称				
所 在 地				
電 話 番 号				
業務の種類	☐ あん摩マツサージ指圧 ☐ はり ☐ きゆう			
施 術 者	第2面のとおり			
構 造 設 備	施術室面積	m ²	待合室面積	m ²
	換気装置	☐ 有 ☐ 無	消毒設備	☐ 有 ☐ 無
	外気解放面積の割合	施術室の()%		
	採光・照明	※適()ルクス		
建物の構造 概要	☐ 耐火構造 ☐ 木造 ☐ その他()	()階建ての ()階部分	自宅との兼用 ☐ 有 ☐ 無	

（添付書類）

- 1 施術所の平面図（各部屋の縦横の長さ、用途及び設備等並びに窓及び換気装置の位置を明示すること。）
- 2 敷地の平面図及び付近の見取図
- 3 業務に従事する施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の写し

（注）

※欄は記入しないでください。

(第2面)

施術者氏名	あん摩マツサージ指圧師		はり師		きゆう師		目が見えない 者である場合 はその旨
	登録番号	登録年月日	登録番号	登録年月日	登録番号	登録年月日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所開設届出事項変更届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項後段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

名 称		
所 在 地		
電 話 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	(旧)	
	(新)	
変 更 理 由		

(備考)

施術者が目が見えない者である場合には、その旨記載すること。

(添付書類)

- 1 構造設備の変更があるときは、変更後の平面図
- 2 変更事項が業務に従事する施術者である場合は、施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所休止・廃止・再開届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
休止・廃止・ 再開年月日	年 月 日
休止の場合の 予 定 期 間	年 月 日まで
休止・廃止・ 再開した理由	

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

出張専業施術業務開始届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

業務開始年月日		年 月 日	
業 務 の 種 類		☐ あん摩マツサージ指圧 ☐ はり ☐ きゆう	
免許 の 種 類 等	あん摩マツサージ指圧師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	はり師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	きゆう師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
目が見えない者である場合はその旨			

(添付書類)

業務に従事する施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

出張専業施術業務休止・廃止・再開届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段の規定により、次のとおり届け出ます。

休止・廃止・ 再開年月日	年 月 日
休止の場合の 予 定 期 間	年 月 日まで
休止・廃止・ 再開した理由	

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

市外居住者滞在業務開始届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

業務を行う場所			
業務を行う期間		自 年 月 日 至 年 月 日	
業 務 の 種 類		☐ あん摩マツサージ指圧 ☐ はり ☐ きゆう	
免許 の 種 類 等	あん摩マツサージ指圧師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	はり師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	きゆう師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
目が見えない者である場合はその旨			

(添付書類)

業務に従事する施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

那覇市規則第11号
平成25年 3 月 1 日

那覇市温泉法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市温泉法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)の施行に関し、温泉法施行令(昭和59年政令第25号)及び温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（温泉利用許可申請等）

第2条 法第15条第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉利用許可申請書(第1号様式)に誓約書(第2号様式)その他必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、温泉利用を許可したときは温泉利用許可証(第3号様式)を、温泉利用を許可しなかったときは温泉利用不許可通知書(第4号様式)を前項の申請をした者に交付するものとする。

（地位の承継の申請等）

第3条 法第16条第1項の規定による承認の申請をしようとする者は、温泉利用許可地位承継(合併・分割)承認申請書(第5号様式)に誓約書その他必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

2 法第17条第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉利用許可地位承継(相続)承認申請書(第6号様式)に誓約書その他必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

3 省令第9条第2項第2号の同意書は、温泉利用許可相続同意書(第7号様式)とする。

（地位承継承認証等の交付）

第4条 保健所長は、法第16条第1項又は第17条第1項の規定により地位の承継を承認したときは温泉利用許可地位承継(合併・分割・相続)承認証(第8号様式)を、承認しなかったときは温泉利用許可地位承継(合併・分割・相続)不承認通知書(第9号様式)を前条第1項又は第2項の申請をした者に交付するものとする。

（温泉成分等揭示等届出）

第5条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「温泉利用者」という。)は、法第18条第4項の規定により、温泉成分等の揭示をしようとするときは温泉成分等揭示

届(第10号様式)を、掲示の内容を変更しようとするときは温泉成分等掲示記載事項変更届(第11号様式)を保健所長に提出しなければならない。

- 2 前項の温泉成分等掲示届には、温泉成分分析書の写し及び当該分析書の掲示場所を明らかにした平面図を添付するものとする。

(変更の届出)

第6条 温泉利用者は、温泉利用許可申請書に記載した事項を変更したときは、その日から20日以内に温泉利用許可申請書記載事項変更届(第12号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第7条 温泉利用者は、温泉利用を廃止し、若しくは休止し、又は再開したときは、その日から20日以内に温泉利用廃止(休止・再開)届(第13号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

- 2 温泉利用者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したことにより温泉利用を廃止したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者又は清算人は、温泉利用廃止(休止・再開)届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

温泉利用許可申請書

温泉法第15条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

浴用又は飲用の別				
温 泉 の 湧 出 地				
施設の場所及び名称	場所		名称	
温泉の温度及び成分	温度		成分	
温泉の分析及び検査を行った登録分析機関	名称		登録番号	

(添付書類)

- 1 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- 2 誓約書(第2号様式)
- 3 温泉を利用する権利を有することを証明する書類
- 4 温泉成分分析書の写し
- 5 温泉利用施設の平面図及び構造図並びに当該施設の概要
- 6 温泉の位置図及び温泉を採取してから排水処理に至るまでの配管図
- 7 浴槽及び貯湯槽の平面図及び断面図並びに容積算定表

第2号様式(第2条、第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称、代表者の氏名 〕

誓約書

私(当法人)は、温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

第3号様式(第2条関係)

		指令 第 号
		年 月 日
申請者	住所	
	氏名	様
		那覇市保健所長 印
温泉利用許可証		
年 月 日付け申請のあった温泉利用については、温泉法第15条第1項の規定により下記のとおり許可します。		
記		
施 設	場 所	
	名 称	
浴用又は飲用の別		
温 泉 の 湧 出 地		
許 可 条 件		

第4号様式(第2条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
温泉利用不許可通知書				
年 月 日付け申請のあった温泉利用については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。				
記				
[理 由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 主たる事務

所の所在地

名 称

フリガナ

代表者氏名

印

電 話 番 号

温泉利用許可地位承継(合併・分割)承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

合併により消滅する法人又は 分割前の法人	主たる事務	
	所の所在地	
	名 称	
合併後存続する法人若しくは 合併により設立される法人又 は分割により温泉利用の事業 を承継する法人	代表者氏名	
	主たる事務	
	所の所在地	
施 設 の 場 所 及 び 名 称	名 称	
	場 所	
	名 称	
許 可 番 号 及 び そ の 年 月 日	第 号	年 月 日
合併又は分割の予定年月日	年 月 日	

(添付書類)

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉利用の事業を承継する法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為

の写し

- 2 合併の場合にあつては、合併契約書の写し及び株主議事録等の合併予定年月日を明らかにする書類
- 3 新設分割の場合にあつては分割計画書の写し、吸収分割の場合にあつては分割契約書の写し
- 4 誓約書(第2号様式)

第6号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

電話番号

被相続人との続柄()

温泉利用許可地位承継(相続)承認申請書

温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
施設の場所及び名称	場 所	
	名 称	
許 可 番 号 及 び そ の 年 月 日	第 号 年 月 日	
相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日	

(添付書類)

- 1 被相続人の戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により温泉利用の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書(温泉利用許可相続同意書(第7号様式))
- 3 誓約書(第2号様式)

第7号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

温泉利用許可相続同意書

私は、 (住所:)が、
相続により温泉利用許可の地位を承継することについて同意します。

記

施設の場所及び名称		場所	
		名称	
許可番号及びその年月日		第 号	年 月 日
同意者	1	住 所 氏 名 被相続人との続柄()	印
	2	住 所 氏 名 被相続人との続柄()	印
	3	住 所 氏 名 被相続人との続柄()	印
	4	住 所 氏 名 被相続人との続柄()	印
	5	住 所 氏 名 被相続人との続柄()	印

第8号様式(第4条関係)

指令 第 号 年 月 日 住所 氏名 様 那覇市保健所長 印 温泉利用許可地位承継(合併・分割・相続)承認証 年 月 日付け申請のあった 合併 分割 相続 による温泉利用許可 第16条 第17条 第1項の規定により次のとおり承認します。		
施設	場所 名称	
備考		

第9号様式(第4条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
住所				
氏名	様			
		那覇市保健所長		印
温泉利用許可地位承継(合併・分割・相続)不承認通知書				
年 月 日付けで申請のあった温泉利用許可の地位承継に				
ついては、下記の理由により承認しないことに決定したので通知します。				
記				
[理由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第10号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

温泉成分等揭示届

温泉法第18条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の場所及び名称		場 所	
		名 称	
掲 示 事 項	源 泉 名		
	温 泉 の 泉 質		
	源泉及び温泉の温度		
	温 泉 の 成 分		
	温泉成分の分析年月日		
	登 録 分 析 機 関	名 称	
		登録番号	
	浴用又は飲用の禁忌症		
	浴用又は飲用の方法 及 び 注 意 事 項		
	温泉に水を加えて公共 の浴用に供する場合は、 その旨及びその理由		

温泉を加温して公共の 浴用に供する場合は、 その旨及びその理由	
温泉を循環させて公共 の浴用に供する場合は、 その旨（ろ過を実施して いる場合は、その旨を含 む。）及びその理由	
温泉に入浴剤を加え、又 は温泉を消毒して公共 の浴用に供する場合は、 当該入浴剤の名称又は 消毒の方法及びその理 由	

（添付書類）

- 1 温泉成分分析書の写し
- 2 温泉成分分析書の掲示場所を明らかにした平面図

第11号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

温泉成分等揭示記載事項変更届

温泉法第18条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設	場 所	
	名 称	
許可番号及び その年月日		第 号 年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

第12号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

温泉利用許可申請書記載事項変更届

温泉利用許可申請書に記載した事項を変更したので、那覇市温泉法施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設	場 所	
	名 称	
許可番号及び その年月日		第 号 年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

(添付書類)

変更事項が施設の構造設備に係るものであるときは、変更後の施設の平面図

第13号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

温泉利用廃止(休止・再開)届

温泉利用を(廃止・休止・再開)したので、那覇市温泉法施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設	場 所	
	名 称	
許可番号及び その年月日	第 号 年 月 日	
廃止(休止・再開) 年 月 日	年 月 日	
休止の場合は、 再開予定年月日	年 月 日	
廃止(休止・再開) の理由		

(添付書類)

温泉利用を廃止したときは、温泉利用許可証

那覇市規則第12号

平成25年 3 月 1 日

那覇市臨床検査技師等に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨床検査技師等に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）の施行に関し、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（衛生検査所の登録）

第2条 法第20条の3第1項の規定により衛生検査所の登録を受けようとする者は、省令第11条第1項の申請書に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

- （1） 衛生検査所の位置図
- （2） 検査機器一覧表
- （3） 管理者の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し
- （4） 検査業務に従事する医師又は臨床検査技師の免許証の写し
- （5） 従業員名簿
- （6） 空調設備及び給排水設備の平面系統図及び断面系統図
- （7） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第5項又は第12条の2第5項の規定により産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約書の写し
- （8） 省令第12条の2第3項の研修に関する書類
- （9） 開設者が法人であるときは、登記事項証明書及び定款若しくは寄附行為又は条例の写し
- （10） 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

2 保健所長は、前項の登録をしたときは、省令第13条の規定により、衛生検査所登録証明書（第1号様式）を申請者に交付する。

（登録の変更申請）

第3条 法第20条の4第1項の規定による登録の変更を受けようとする者は、省令第14条第1項の申請書に、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(1) 構造設備の変更がある場合にあっては、変更前と変更後の状況を明らかにした衛生検査所の図面

(2) 検査業務に従事する臨床検査技師又は衛生検査技師の変更の場合にあっては、その者の免許証の写し

（登録事項の変更の届出）

第4条 法第20条の4第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、省令第16条第2項の届書に、同条第3項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(1) 構造設備に変更がある場合にあっては、変更前と変更後の状況を明らかにした衛生検査所の図面

(2) 管理者又は検査業務に従事する臨床検査技師若しくは衛生検査技師の変更の場合にあっては、その者の免許証の写し

（検体検査用放射性同位元素の届出）

第5条 次の各号に掲げる届書は、当該各号に定めるものとする。

(1) 省令第17条の2第1項に規定する届書 検体検査用放射性同位元素設置届（第2号様式）

(2) 省令第17条の2第2項に規定する届書 検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届（第3号様式）

(3) 省令第17条の2第3項に規定する届書 検体検査用放射性同位元素変更届（第4号様式）

(4) 省令第17条の2第4項に規定する廃止の届書 検体検査用放射性同位元素廃止届（第5号様式）

(5) 省令第17条の2第4項に規定する廃止後の措置の届書 検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届（第6号様式）

（登録証明書の返納）

第6条 衛生検査所の開設者は、省令第19条第3項又は省令第20条の規定により衛生検査書の登録証明書を返納しようとするときは、衛生検査所登録証明書返納書（第7号様式）に、当該登録証明書を添えて保健所長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

申請者 住所

氏名 様

那覇市保健所長 印

衛生検査所登録証明書

年 月 日付け申請のあった衛生検査所の登録の申請については、
臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定により次のとおり登録したこ
とを証明する。

衛 生 検 査 所	名 称			
	所在地			
検査業務の内容				
登 録 番 号		登録年月日	年 月 日	

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

検体検査用放射性同位元素設置届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

衛生検査所	名 称					
	所在地					
登録年月日及び番号		年	月	日	第	号
種類						
形状						
年間使用予定数量		Bq	最大貯蔵予定数量	Bq		
1日最大使用予定数量		Bq	3月最大使用予定数量	Bq		
管理者	氏 名					
	資 格					
使用予定開始年月日		年	月	日		
管理者を助力する第1種放射線取扱主任者の氏名						
使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				別紙のとおり		

（添付書類）

- 1 隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の平面図及び側面図
- 2 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図
- 3 放射線防護能力に関する次の計算書
 - （1） 検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の内部、管理区域の境界、敷地内居住区域並びに敷地の境界の放射線量が、告示（臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）をいう。以下同じ。）で定める放射線量以下であることを示す計算書
 - （2） 排水及び排気設備が、告示で定める能力を有することを示す計算書
- 4 管理者が、検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者としての資格を有するものであることを示す書面

（備考）

- 1 平面図及び側面図中には、検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の面積、放射線源の位置並びに放射線源から周囲の画壁までの距離を記入すること。
- 2 管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を平面図及び側面図中に記入すること。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

衛生検査所	名 称			
	所在地			
登録年月日及び番号		年	月	日 第 号
翌年使用予定の検体検査用放射性同位元素		種類	形状	数量
				Bq
				Bq
				Bq
				Bq
				Bq

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

検体検査用放射性同位元素変更届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

衛生検査所	名 称	
	所在地	
登録年月日及び番号		年 月 日 第 号
変更年月日		年 月 日
変更理由		
変更事項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

構造設備の変更の場合は、変更した部分を明らかにした平面図

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

検体検査用放射性同位元素廃止届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

衛生検査所	名 称			
	所在地			
登録年月日及び番号		年	月	日 第 号
廃止した検体検査用 放射性同位元素	種類	形状	数量	
			Bq	
			Bq	
			Bq	
			Bq	
			Bq	
廃止年月日		年	月	日
廃止の理由				

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

衛生検査所	名 称	
	所在地	
登録年月日及び番号		年 月 日 第 号
廃止措置年月日		年 月 日
放射性同位元素による汚染除去の概要		
放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

衛生検査所登録証明書返納書

臨床検査技師等に関する法律施行規則(第19条第3項・第20条)の規定により、次のとおり衛生検査所登録証明書を返納します。

衛生検査所	名 称	
	所在地	
登録年月日及び番号		年 月 日 第 号
衛生検査所登録証明書の返納の原因		☐ 紛失した衛生検査所登録証明書の発見 ☐ 登録の取消処分 ☐ 業務の廃止
返納の原因が生じた年月日		年 月 日

(添付書類)

衛生検査所登録証明書

那覇市規則第13号
平成25年 3 月 1 日

那覇市水道法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の施行に関し、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（専用水道の確認の申請等）

第2条 法第33条第1項の規定による申請をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

2 法第33条第3項の規定による届出をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(第2号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

3 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計適合通知書(第3号様式)

(2) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書(第4号様式)

（専用水道の給水開始前の届出）

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、専用水道給水開始届(第5号様式)を保健所長に提出しなければならない。

（専用水道の業務委託等の届出）

第4条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(1) 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合 専用水道管理業務委託届(第6号様式)

(2) 委託に係る契約が効力を失った場合 専用水道管理業務委託契約失効届

(第7号様式)

- 2 専用水道の設置者は、専用水道管理業務委託届に記載した事項を変更した場合は、専用水道管理業務委託変更届(第8号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第5条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届

(第9号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

専用水道布設工事設計確認申請書

水道法第33条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施 設	名 称	
	所 在 地	
水道事務所の所在地		
給水の対象		
工事開始の予定年月日		年 月 日
給水開始の予定年月日		年 月 日

(添付書類)

- 1 工事設計書
- 2 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 3 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 4 水道施設の位置を明らかにする地図
- 5 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 6 主要な水道施設(7に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 7 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

法人又は組合にあつては、主たる事務
所の所在地、名称、代表者の氏名及び
電話番号

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

水道法第33条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

確認年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更事項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

変更事項が施設の構造設備に係るものであるときは、変更後の施設の平面図

第3号様式(第2条関係)

		指令 第 号
		年 月 日
申請者	住所	
	氏名	様
		那覇市保健所長 印
専用水道布設工事設計適合通知書		
年 月 日付け申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認をしたので、同法第33条第5項の規定により下記のとおり通知します。		
記		
施 設	名 称	
	所在地	
	水道事務所の所在地	

第4号様式(第2条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
専用水道布設工事設計不適合等通知書				
年 月 日付け申請のあった専用水道の布設工事の設計について				
は、水道法第5条の規定による施設基準に（適合しないと認めた・適合するかしないかを判断することができない）ので、同法第33条第5項の規定により下記のとおり通知します。				
記				
[理 由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人又は組合にあっては、主たる事務
所の所在地、名称、代表者の氏名及び
電話番号

専用水道給水開始届

水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事完了年月日	年 月 日
給水開始年月日	年 月 日
水質検査の結果	
施設検査の結果	

第6号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名及び
電話番号

専用水道管理業務委託届

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道事業者の氏名又は名称		
水道管理業務受託者	住所(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	受託水道業務技術管理者の氏名	
委託した業務の範囲		
契約期間		年 月 日～ 年 月 日

(添付書類)

委託契約書の写し

第7号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人又は組合にあつては、主たる事務
所の所在地、名称、代表者の氏名及び
電話番号

専用水道管理業務委託契約失効届

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

水道事業者の氏名又は名称		
水道管理業務受託者	住所(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	受託水道業務技術管理者の氏名	
委託した業務の範囲		
契約期間		年 月 日～ 年 月 日
契約が効力を失った理由		

第8号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人又は組合にあつては、主たる事務
所の所在地、名称、代表者の氏名及び
電話番号

専用水道管理業務委託変更届

那覇市水道法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

水道事業者の 氏名又は名称		
変 更 年 月 日		年 月 日
変更理由		
変更事項	(旧)	
	(新)	

第9号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人又は組合にあっては、主たる事務
所の所在地、名称、代表者の氏名及び
電話番号

専用水道廃止届

那覇市水道法施行細則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出
ます。

確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

(添付書類)

専用水道布設工事設計適合通知書

那覇市規則第14号

平成25年 3 月 1 日

那覇市死体解剖保存法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市死体解剖保存法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)の施行に関し、死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号)及び死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（死体解剖許可の申請）

第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、死体解剖許可申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、許可をしたときは死体解剖許可証(第2号様式)を、許可をしないときは死体解剖不許可通知書(第3号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

（死体解剖場所許可の申請）

第3条 法第9条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、死体解剖場所の許可申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、許可をしたときは死体解剖場所許可証(第5号様式)を、許可をしないときは死体解剖場所不許可通知書(第6号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

（死体保存許可の申請）

第4条 法第19条第1項の規定による許可を受けようとする者は、死体保存許可申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、許可をしたときは死体保存許可証(第8号様式)を、許可をしないときは死体保存不許可通知書(第9号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

年 齢

電話番号

死体解剖許可申請書

死体解剖保存法第2条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

資格	医師・歯科医師・その他()			
登録年月日及び登録番号	年 月 日 号			
解剖を必要とする理由				
解剖をしようとする場所				
解剖に関する履歴の詳細	解剖に従事した学校又は病院の名称			
	経験年数		剖検数	
被解剖者(死胎の場合は、 父母の住所、氏名、妊娠 月数及び死胎の性別)	住所			
	氏名			
	年齢(妊娠月数)		性 別	男・女

(添付書類)

- 1 医師又は歯科医師である者は免許証の写し
- 2 医師又は歯科医師でない者は履歴書
- 3 死体解剖保存法施行規則第1条の死亡の事実を証明する書類
- 4 死体解剖保存法施行規則第1条の解剖に関する遺族の承諾書又は死体解剖保存法第7条第2号の規定に該当することを証する証明書

第2号様式(第2条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
死体解剖許可証				
年 月 日付け申請のあった死体解剖について、死体解剖保存法第2条第1項の規定により下記のとおり許可します。				
記				
1 解剖する場所				
2 被解剖者(死胎の場合は、父母の住所、氏名、妊娠月数及び死胎の性別)				
住所				
氏名				
年齢(妊娠月数)				
性別				

第3号様式(第2条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
死体解剖不許可通知書				
年 月 日付け申請のあった死体解剖については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。				
記				
[理 由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市保健所長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 印

年 齢

電話番号

死体解剖場所の許可申請書

死体解剖保存法第9条ただし書の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

資格	医師・歯科医師・その他()			
登録年月日及び登録番号	年 月 日 号			
解剖をしようとする場所				
解剖室で解剖が行えない理由				
被解剖者(死胎の場合は、 父母の住所、氏名、妊娠 月数及び死胎の性別)	住所			
	氏名			
	年齢(妊娠月数)		性別	男・女

(添付書類)

- 1 医師又は歯科医師である者は免許証の写し
- 2 死体解剖保存法施行規則第1条の死亡の事実を証明する書類
- 3 死体解剖保存法施行規則第1条の保存に関する遺族の承諾書又は死体解剖保存法第7条第2号の規定に該当することを証する証明書

第5号様式(第3条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
死体解剖場所許可証				
年 月 日付け申請のあった死体解剖の場所については、死体解剖 保存法第9条ただし書の規定により下記のとおり許可します。				
記				
1 解剖する場所				
2 被解剖者(死胎の場合は、父母の住所、氏名、妊娠月数及び死胎の性別)				
住所				
氏名				
年齢(妊娠月数)				
性別				

第6号様式(第3条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
死体解剖場所不許可通知書				
年 月 日付け申請のあった死体解剖の場所については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。				
記				
[理 由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市保健所長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

死体保存許可申請書

死体解剖保存法第19条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

保 存 す る 死 体 (死胎の場合は、 父母の住所、氏 名、妊娠月数、死 胎の性別及び分 娩年月日)	本籍地				
	住 所				
	氏 名				
	年齢(妊娠月数)		性別	男・女	
	死亡の時期 (分娩年月日)	年 月 日 時 分			
	死亡の場所				
保存目的					
保存部位					
保存場所					
保存方法					
備考					

(添付書類)

保存に関する遺族の承諾書

第8号様式(第4条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
死体保存許可証				
年 月 日付け申請のあった死体保存については、死体解剖保存法				
第19条第1項の規定により下記のとおり許可します。				
記				
1 保存する死体(死胎の場合は、父母の住所、氏名、死胎の性別、分娩年月日				
及び妊娠月数)				
本籍地				
住 所				
氏 名				
性 別				
死亡年月日(分娩年月日)				
年 齢(妊娠月数)				
2 保存部位				
3 保存場所				

第9号様式(第4条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
死体保存不許可通知書				
年 月 日付け申請のあった死体保存については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。				
記				
[理 由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

那覇市規則第15号
平成25年 3 月 1 日

那覇市歯科技工士法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市歯科技工士法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)の施行に関し、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)及び歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設の届出等）

第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所の開設の届出をしようとする者は、歯科技工所開設届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があったときは、歯科技工所開設届出済証(第2号様式)を交付するものとする。

（変更の届出）

第3条 法第21条第1項後段の規定による歯科技工所の届出事項の変更の届出をしようとする者は、歯科技工所開設届出事項変更届(第3号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（休止等の届出）

第4条 法第21条第2項の規定により歯科技工所の休止若しくは廃止又は休止した歯科技工所の再開の届出をしようとする者は、歯科技工所(休止・廃止・再開)届(第4号様式)を保健所長へ提出しなければならない。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

歯科技工所開設届

歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

歯科技工所	名 称	
	開設場所	
管理者	氏 名	
	住 所	
業務に従事する者の氏名		
開設年月日		年 月 日

(添付書類)

- 1 管理者の免許証の写し
- 2 敷地及び建物の平面図並びに付近の見取図
- 3 構造設備の概要を明らかにした書類

第2号様式(第2条関係)

年 月 日 開設者 住所 氏名 様 那覇市保健所長 印 歯科技工所開設届出済証 年 月 日付けで歯科技工士法第21条第1項前段の規定による届出 があったことを証します。 記		
歯科技工所	名 称 開設場所	
開設年月日	年 月 日	
備 考		

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

歯科技工所開設届出事項変更届

歯科技工士法第21条第1項後段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

歯科技工所	名 称		電話番号	
	開設場所			
届出済証年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
変 更 事 項	変更前			
	変更後			
変 更 理 由				
変 更 年 月 日	年 月 日			

(添付書類)

- 1 構造設備を変更した場合は、平面図
- 2 管理者を変更した場合は、免許証の写し

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

歯科技工所(休止・廃止・再開)届

歯科技工所を(休止・廃止・再開)したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

歯 科 技 工 所	名 称		電話番号	
	開設場所			
届出済証年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
(休止・廃止・再開) の理由				
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
(廃止・再開)年月日	年 月 日			

那覇市規則第16号

平成25年 3 月 1 日

那覇市柔道整復師法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市柔道整復師法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、柔道整復師法(昭和45年法律第19号。以下「法」という。)の施行に関し、柔道整復師法施行規則(平成2年厚生省令第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設の届出）

第2条 法第19条第1項前段の規定による届出をしようとする者は、施術所開設届(第1号様式)に、必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第3条 法第19条第1項後段の規定による届出をしようとする者は、施術所開設届出事項変更届(第2号様式)を保健所長に提出しなければならない。

（休止等の届出）

第4条 法第19条第2項の規定による届出をしようとする者は、施術所休止・廃止・再開届(第3号様式)を保健所長に提出しなければならない。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所開設届

柔道整復師法第19条第1項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

開設年月日	年 月 日		
名 称			
開設の場所			
電 話 番 号			
業務に従事 する柔道整 復師	氏 名	登録番号	登録年月日
		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
構 造 設 備	施術室面積	m ²	待合室面積
	換気装置	☐ 有 ☐ 無	消毒設備
	外気解放面積の割合	施術室の()%	
	採光・照明	※適(ルクス)	
建物の構造 概要	☐ 耐火構造 ☐ 木造 ☐ その他()	()階建ての ()階部分	自宅との兼用 ☐ 有 ☐ 無

（添付書類）

- 1 施術所の平面図
- 2 敷地の平面図及び付近の見取図
- 3 業務に従事する施術者の柔道整復師免許証の写し

（注）

※欄は記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所開設届出事項変更届

柔道整復師法第19条第1項後段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

名 称		
所 在 地		
電 話 番 号		
変更年月日	年 月 日	
変 更 事 項	(旧)	
	(新)	
変 更 理 由		

(添付書類)

- 1 構造設備の変更があるときは、変更後の平面図
- 2 変更事項が業務に従事する柔道整復師である場合は、業務に従事する施術者の柔道整復師免許証の写し

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

施術所休止・廃止・再開届

柔道整復師法第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
休止・廃止・ 再開年月日	年 月 日
休止の場合の 予 定 期 間	年 月 日まで
休止・廃止・ 再開した理由	

那覇市規則第17号

平成25年 3 月 1 日

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特定建築物の届出）

第2条 法第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物に関する届出をしようとする者は、特定建築物届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（特定建築物の変更等の届出）

第3条 法第5条第3項の規定による特定建築物の届出事項の変更等の届出をしようとする者は、特定建築物(届出事項変更・非該当)届(第2号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（労働局長への通知）

第4条 法第5条第4項の規定による通知は、保健所長が特定建築物通知書(第3号様式)により行うものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

特定建築物届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

特定建築物	名 称	
	所 在 場 所	
特 定 建 築 物 の 用 途	☐ 興行場 ☐ 図書館 ☐ 遊技場 ☐ 学校 ☐ 百貨店 ☐ 博物館 ☐ 店舗 ☐ 旅館 ☐ 集会場 ☐ 美術館 ☐ 事務所	
特定用途に供される部分の 延 べ 面 積	m ²	
特定建築物の構造設備の概要	別紙のとおり	
特定建築物維持管理権原者 (法人の場合にあつては、その 名称、主たる事務所の所在地 及 び 代 表 者 氏 名)	氏 名	
	住 所	

建築物環境衛生管理技術者	特定建築物の所有者等 (法人の場合にあつては、その 名称、主たる事務所の所在地 及び代表者氏名)		氏 名	
			住 所	
	特定建築物が使用されるに至った年月日			年 月 日
	氏 名			
	住 所			
	免状番号			
	他の特定建築物と兼任 する場合にあつては、 当該特定建築物の名称 及び 所 在 場 所	名 称		
		所在場所		

(添付書類)

- 1 特定建築物の配置図及び平面図
- 2 特定建築物の断面図
- 3 各階の平面図
- 4 空気調和設備及び機械換気設備の系統図
- 5 給排水設備の系統図
- 6 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- 7 建築物環境衛生管理業務計画表
- 8 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合((9)に掲げる場合を除く。)にあつては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- 9 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあつては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- 10 その他保健所長が必要と認める書類

別紙(1)

特定建築物の構造設備の概要

特定建築物の名称								
構造	敷地面積	建築面積	総延面積	建物構造	鉄筋・鉄骨コンクリート造			
	m ²	m ²	m ²		その他() 地上 階、地下 階			
	各階の延べ面積及び用途	項目	特定用途専用部分			特定用途共用部分		
		階層	延べ面積	室数	用途	延べ面積	室数	用途
			m ²			m ²		
		計	m ²			m ²		
特定用途以外の用途部分								
階層	延べ面積	室数	用途					
	m ²							
計	m ²							

別紙(2)

特定建築物の構造設備の概要

		系統	設置場所	性能(kw)・型式	台数	総風量 (m³/H)	居室への供給方式
設	空気調和設備系統						
	機械換気設備系統						
備	附属設備	機 器		種別(方式)		性能等	
		ボイラー				伝熱面積	m² 台
		冷凍機				ton	台
		冷却塔					
		フィルタ	屋内				
			外気				
		加湿装置					
		再熱器					
	外気洗浄装置						
	空気調整方式	1 空気調和設備		単一ダクト・二重ダクト・マルチゾーン・VAV ファンコイルユニット・誘引ユニット・各階ユニット・パッケージユニット			
2 機械換気設備		第1種換気設備・第2種換気設備・第3種換気設備					
3 自然換気							
4 その他							
	空気設備管理		自主管理・委託管理(業者名：)				

別紙(3)

特定建築物の構造設備の概要

飲料水設備概要	水源の種別	上水道・簡易水道・簡易専用水道・井戸水・その他()		使用水量	m ³ /日	
		容量	構造・内装	設置場所		
	受 水 層	m ³				
	高 架 水 槽	m ³				
	揚水ポンプ	m ³ /min 台		減菌機	有・無	
	防 錆 剤	有()・無				
	給湯設備の有(種類)無	有(中央式・局所瞬間湯沸かし式・局所貯湯式・その他) 無				
	貯 湯 槽 の有(種類)無	有(容量: ton、構造: 、設置場所:) 無				
排水設備概要		容量構造		設置場所	ポンプ	
	排 水 槽	仕上	m ³		能力	台数
	排 水 方 法					
	雑用水水源	上水道・簡易水道・簡易専用水道・井戸水・その他()			使用水量	
	雑用水用途	散水・集景・清掃・水洗便所・その他()			m ³ /日	
汚水施設概要		容量構造		設置場所		
	汚 水 槽	仕上	m ³		ポンプ	
	し尿浄化槽	ton	槽		能力	能力
	排 水 方 法	汚 水 槽				
		し尿浄化槽				

別紙(4)

特定建築物の構造設備の概要

清掃設備概要	ダストシュート		有(使用中 ・ 使用せず) ・ 無			
	汚物集積場容量		m ³	設置場所		
	焼 却 炉		型式		能力	
	管理方式	建 築 物 清 掃		自主・業者委託・一部業者委託 (業者名 :)		
		貯 水 槽 清 掃		自主・業者委託(業者名 :)		
		汚 物 処 理		自主・市町村・業者委託 (業者名 :)		
		ねずみ昆虫等駆除		自主・業者委託(業者名 :)		
備 考						

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

特定建築物(届出事項変更・非該当)届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

特定建築物	名 称		
	所 在 場 所		
届出事項変更の場合	変 更 年 月 日	年 月 日	
	変 更 理 由		
	変 更 事 項	(旧)	
		(新)	
非該当の場合	該当しないこととなった年月日	年 月 日	
	該当しないこととなった理由		

(添付書類)

- 1 特定建築物の用途、特定建築物の用途に供される部分の延べ面積及び構造設備の変更の場合は、変更事項を明らかにする書面

- 2 建築物環境衛生管理技術者の変更の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- 3 特定建築物の所有者以外の特定建築物維持管理権原者又は当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者の変更の場合は、当該変更後に当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

沖縄県労働局長 様

那覇市保健所長

印

特定建築物通知書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第4項の規定により、次のとおり通知します。

特定建築物	所在場所	
	名 称	
届 出 者	住 所	
	氏 名	
通知の理由	☐ 新規 ☐ 変更() ☐ 廃止	
備 考		

那覇市規則第18号

平成25年 3 月 1 日

那覇市薬事法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市薬事法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)の施行に関し、薬事法施行令(昭和36年政令第11号)及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（薬局等の管理者の兼務の許可等）

第2条 法第7条第3項ただし書、法第28条第3項ただし書又は法第35条第3項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の許可をしたときは管理者兼務許可証(第2号様式。以下「許可証」という。)を、同項の許可をしないときは管理者兼務不許可通知書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る実務に従事しなくなったときは、速やかに管理者兼務廃止届(第4号様式)に許可証を添えて保健所長に提出しなければならない。

（許可証の書換え及び再交付の申請）

第3条 前条第1項の許可を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、管理者兼務許可証書換え交付申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

2 前条第1項の許可を受けた者は、許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、管理者兼務許可証再交付申請書(第6号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

管理者兼務許可申請書

薬事法(第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書)の規定により、次のとおり申請します。

現に管理している施設	名 称	
	所 在 地	
	許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
兼務しようとする施設	名 称	
	所 在 地	
	業務の内容	
兼務しようとする期間		
備考		

第2号様式(第2条関係)

		指令 第 号
		年 月 日
申請者	住所	
	氏名	様
		那覇市保健所長 印
管理者兼務許可証		
年 月 日付け申請のあった管理者兼務については、薬事法(第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書)の規定により、下記のとおり許可します。		
記		
現に管理している施設	名 称	
	所 在 地	
兼務する施設	名 称	
	所 在 地	
	業務の内容	
備考		

第3号様式(第2条関係)

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市保健所長	印	
管理者兼務不許可通知書				
年 月 日付け申請のあった管理者兼務については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。				
記				
[理 由]				

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

管理者兼務廃止届

那覇市薬事法施行細則第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

兼務を廃止 した施設	名 称	
	所 在 地	
	業務の内容	
管 理 者 兼 務 の 許 可 番 号 及び年月日		第 号 年 月 日
兼務を廃止した年月日		年 月 日

(添付書類)

管理者兼務許可証

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

管理者兼務許可証書換え交付申請書

那覇市薬事法施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

現に管理している施設	名 称	
	所 在 地	
兼務を許可された施設	名 称	
	所 在 地	
	業務の内容	
管理者兼務の許可番号及び年月日		第 号 年 月 日
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変更年月日	年 月 日	
備考		

(添付書類)

- 1 管理者兼務許可証
- 2 氏名の変更の場合は、当該変更の事実を確認することができる書類

第6号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

管理者兼務許可証再交付申請書

那覇市薬事法施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

現に管理し ている施設	名 称	
	所 在 地	
兼務を許可 された施設	名 称	
	所 在 地	
	業務の内容	
管理者兼務の許可番号 及び年月日		第 号 年 月 日
再交付申請の理由		
備考		

(添付書類)

破損又は汚損の場合は、当該管理者兼務許可証

那覇市規則第19号

平成25年 3 月 1 日

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
（組織） 第2条 本部に次の課及び係を置く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>警防課</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>救急課</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>予防課</td><td>予防係 指導係 査察係 保安調査係</td></tr> <tr> <td>指令情報課</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> （分掌事務） 第7条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>消防予算及び決算に関すること。</u> (6) <u>職員及び消防団員（以下「団員」という。）の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること。</u> (7) <u>職員及び団員の研修に関すること。</u> (8) [略] (9) <u>職員及び団員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。</u> (10)～(12) [略] (13) <u>消防広域化に関すること。</u> (14) [略] 2 [略] 3 警防課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>消防団の活動に関すること。</u> 4～5 [略]	課	係	総務課	[略]	警防課	[略]	救急課	[略]	予防課	予防係 指導係 査察係 保安調査係	指令情報課	[略]	（組織） 第2条 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>予防課</td><td>予防査察係 違反処理係 設備指導係 危険物係</td></tr> <tr> <td>警防課</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>救急課</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>指令情報課</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> （分掌事務） 第7条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること。</u> (6) <u>職員の研修に関すること。</u> (7) [略] (8) <u>職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。</u> (9)～(11) [略] (12) [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(8) [略] (9) <u>消防団及び消防団員に関すること。</u> 4～5 [略]	課	係	総務課	[略]	予防課	予防査察係 違反処理係 設備指導係 危険物係	警防課	[略]	救急課	[略]	指令情報課	[略]
課	係																								
総務課	[略]																								
警防課	[略]																								
救急課	[略]																								
予防課	予防係 指導係 査察係 保安調査係																								
指令情報課	[略]																								
課	係																								
総務課	[略]																								
予防課	予防査察係 違反処理係 設備指導係 危険物係																								
警防課	[略]																								
救急課	[略]																								
指令情報課	[略]																								

付 則 3 当分の間、第3条第2項中「参事」とあるのは「参事監又は参事」と、同条第3項の表以外の部分中「参事」とあるのは「参事監、参事」と同項の表中「 <table border="1" data-bbox="320 409 796 450"> <tr> <td>消防長</td> <td>消防正監</td> </tr> </table> 」とあるのは、「 <table border="1" data-bbox="320 510 796 591"> <tr> <td>消防長</td> <td>消防正監</td> </tr> <tr> <td>参事監</td> <td></td> </tr> </table> 」と、第4条第4項中「参事」とあるのは「参事監、参事」とする。	消防長	消防正監	消防長	消防正監	参事監		付 則
消防長	消防正監						
消防長	消防正監						
参事監							
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。							

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
付 則 10 当分の間、別表第3中「 <table border="1" data-bbox="320 1518 796 1559"> <tr> <td>消防正監</td> <td>100分の16</td> </tr> </table> 」とあるのは、「 <table border="1" data-bbox="320 1608 796 1688"> <tr> <td>消防正監</td> <td>100分の16</td> </tr> <tr> <td>参事監</td> <td>100分の15</td> </tr> </table> 」とする。	消防正監	100分の16	消防正監	100分の16	参事監	100分の15	付 則
消防正監	100分の16						
消防正監	100分の16						
参事監	100分の15						
備考 本則の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。							

那覇市規則第20号

平成25年 3 月 1 日

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録印鑑の制限) 第6条 条例第6条第1項第6号の規定による登録できない印鑑は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 流し込みその他の方法により多量に製造されているもの</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録印鑑として適当でないと認めるもの</u>	(登録印鑑の制限) 第6条 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録印鑑として適当でないと認めるもの</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第21号

平成25年 3 月 1 日

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則（平成17年那覇市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（定員）</u> 第2条 那覇市安謝保育所の定員は、110人とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。 <u>（費用の徴収）</u> 第3条 条例第9条の規則で定める費用は、別表のとおりとする。 第4条～第7条 [略] （協定） 第8条 [略] 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1） [略] （2） <u>那覇市安謝特別養護老人ホームの利用期間に関する事項</u> （3） <u>利用料金に関する事項</u> （4）～（8） [略] 第9条 [略] [別表 別記]	<u>（減免）</u> 第2条 条例第9条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 条例第9条第1号に規定する場合 <u>全額</u> （2） 本市が主催する行事に利用する場合 <u>全額</u> （3） 本市と共催する行事に利用する場合 <u>利用料金の2分の1の額</u> （4） その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 <u>指定管理者が必要と認める額</u> 第3条～第6条 [略] （協定） 第7条 [略] 2 [略] （1） [略] （2）～（6） [略] 第8条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表（第3条関係）

	利用者世帯の階層区分	利用者世帯負担額（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円

那覇市規則第22号

平成25年3月1日

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1 社会福祉施設 (1)～(8) 〔略〕 (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設 (10)～(11) 〔略〕	〔略〕	
	〔略〕		
	7 銀行等の店舗 (1)～(7) 〔略〕 (8) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の店舗 (9)～(12) 〔略〕	〔略〕	
	〔略〕		
	11 次に掲げる施設(以下「公共交通機関の施設」という。)のうち建築物であるもの (1)～(3) 〔略〕 (4) 空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港 (5) 〔略〕	〔略〕	
〔略〕			

[改正後 別記]

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1 社会福祉施設 (1)～(8) 〔略〕 (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設 (10)～(11) 〔略〕	〔略〕	
	〔略〕		
	7 銀行等の店舗 (1)～(7) 〔略〕 (8) 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の店舗 (9)～(12) 〔略〕	〔略〕	
	〔略〕		
	11 次に掲げる施設(以下「公共交通機関の施設」という。)のうち建築物であるもの (1)～(3) 〔略〕 (4) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港 (5) 〔略〕	〔略〕	
〔略〕			

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 1 号
那覇市教育委員会教育長訓令 第 3 号
平 成 2 5 年 3 月 1 日

那覇市自治体法務推進規程を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市自治体法務推進規程

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 法規担当主任(第4条―第9条)
- 第3章 例規審議委員会(第10条―第16条)
- 第4章 雑則(第17条・第18条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、自己決定・自己実現が求められる本格的な地方分権時代を迎え、法令に基づき執行し、運営される行政本来の機能について、より一層認識を深め、職員一人ひとりが自治体法務に関する意識の向上を図り、行政に対し今後も引き続き求められる役割及び期待に応えられる体制を整えるために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治体法務 条例、規則等の制定又は改廃、法令の自主解釈及び運用並びに争訟対応に関する事務をいう。
- (2) 法令 法律、命令(通達等を含む。)、条例、規則、その他の市民の権利及び義務に関する定め並びに職員に対する職務基準等に関する定めをいう。
- (3) 課 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第1条に規定する課、那覇市会計管理者の補助組織に関する規則(1966年那覇市規則第15号)第1条に規定する出納室並びに那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下この号において「組織等規則」という。)第5条に規定する課及び組織等規則第8条に規定する教育機関をいう。
- (4) 課長 課の長をいう。

(基本的姿勢)

第3条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、職務の遂行に当たっては常に法

令を意識し、その職務内容について説明できるようにし、資料等を整理しておかなければならない。

- 2 職員は、各々協力して、自治体法務に関する意識の向上に努めなければならない。

第2章 法規担当主任

（法規担当主任の設置）

第4条 本市における職員の自治体法務に関する意識の向上を図り、様々な行政課題、行政需要等に適切かつ迅速に対応するため、各課に法規担当主任を置くものとする。

（担当事務）

第5条 法規担当主任は、その所属する課の自治体法務に関し、課長を補佐し、その所属する課における次の事項を処理する。

- (1) 条例、規則、訓令その他重要な例規等の制定又は改廃に関する業務の補助
- (2) 法令の自主解釈及び運用並びに争訟対応に関する業務の補助
- (3) 前2号に掲げる事項について総務部総務課との連絡調整

- 2 前項に掲げるもののほか、法規担当主任は、委員会(第10条の委員会をいう。次条第2項において同じ。)の委員としての業務を行う。

（法規担当主任の指名等）

第6条 課長は、原則として課の主幹及び主査(これらに相当する職員を含む。)のうちから法規担当主任を1人以上指名する。

- 2 課長は、法規担当主任が第15条第1項の規定により委員会の委員を解任されたときは、前項の規定による指名を取り消さなければならない。

- 3 課長は、法規担当主任の指名を取り消したとき、又は法規担当主任が人事異動等により前条に規定する担当事務を処理することができなくなったときは、速やかに他の職員を法規担当主任として指名しなければならない。

- 4 課長は、法規担当主任を指名したとき、又は変更したときは、速やかにその者の職名及び氏名を総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に報告しなければならない。

（法規担当主任の任期）

第7条 法規担当主任の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の法規担当主任の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法規担当主任は、再任されることができる。

（研修等の実施）

第8条 総務課長は、法規担当主任の自治体法務能力の向上を図るため、自治体法務に関する研修その他の必要と認める措置を講じなければならない。

2 人事課長は、職員全体の自治体法務能力の向上を図るための研修の実施に協力しなければならない。

（法規担当主任会議等の開催）

第9条 総務課長は、法規担当主任が処理する事務の連絡調整のため、必要に応じ、法規担当主任会議を開くものとする。

2 総括課（那覇市事務分掌規則第15条に規定する総括課及び生涯学習部総務課をいう。）の課長は、当該総括課の属する部内（生涯学習部総務課においては教育委員会内をいう。）の自治体法務に関する横断的な課題に対応するため、必要に応じ、当該部内において法規担当調整会議を開くものとする。

第3章 例規審議委員会

（例規審議委員会の設置）

第10条 例規の制定又は改廃その他例規に関する重要な事項を審議するため、那覇市例規審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第11条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（1） 条例、規則又は訓令の制定又は改廃に関する事項

（2） その他例規について市長又は教育長が命じた事項

2 前項の規定にかかわらず、委員長（次条第1項の委員長をいう。）は、審議する時間的余裕がないと認めるとき、又は内容が軽易であると認めるときは、委員会の審議を省略することができる。

（組織）

第12条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に総務部副部長を、副委員長に総務課長をもって充てる。

3 委員は、法規担当主任をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第13条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長が委員会に出席できないときは、委員長が指名する委員が会議の議長となる。

（会議）

第14条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員は、次の場合に会議に出席するものとする。

（1） 委員長の指名を受けた場合

（2） 委員が出席を希望した場合で、委員長が認めたとき。

（解任）

第15条 委員は、前条第2項第1号の指名を受けた会議を連続して5回以上欠席した場合は、解任されるものとする。

2 委員長は、前項の規定により委員が解任されたときは、課長に対し、その旨を通知する。

（権限の委任）

第16条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第4章 雑則

（関係機関との連絡調整）

第17条 総務課長は、自治体法務の適正かつ効率的な運用に関し、本市の関係機関と密接な連絡調整を図るものとする。

（補則）

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長及び教育長が協議の上定める。

付 則

1 この訓令は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において那覇市自治体法務推進規程（平成24年那覇市訓令第1号。付則第4項において「旧訓令」という。）第14条第1項の規定により法規担当主任に指名されている者及び那覇市教育委員会法規担当主任設置規程（平成24年那覇市

教育委員会教育長訓令第6号)第4条第1項の規定により法規担当主任に指名されている者は、第6条第1項の規定により指名された法規担当主任とみなす。

- 3 前項の規定により法規担当主任とみなされた者並びに出納室及び新たに設置される課において施行日に法規担当主任に指名された者の任期は、第7条1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 4 施行日の前日において旧訓令第7条第1項の市長が任命する職員である者は、当分の間、委員会の委員とみなす。

那覇市訓令第 2 号
平成25年 3 月 1 日

那覇市住民基本台帳事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳事務取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市住民基本台帳事務取扱規程（平成9年那覇市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に定めるもののほか、住民基本台帳事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (手数料) 第17条 住民票の閲覧又は住民票若しくは戸籍の附票の写しその他諸証明の交付の請求者に対しては、那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の定めるところにより手数料を納付させなければならない。消除された住民票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付についてもまた同様とする。 (委任) 第22条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、住民基本台帳事務に関し必要な事項は、別に定める。	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に定めるもののほか、住民基本台帳事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (手数料) 第17条 住民票の閲覧又は住民票若しくは戸籍の附票の写しその他諸証明の交付の請求者に対しては、那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の定めるところにより手数料を納付させなければならない。消除された住民票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付についてもまた同様とする。 (補則) 第22条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、住民基本台帳事務に関し必要な事項は、別に定める。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 3 号

平成25年 3 月 1 日

那覇市新庁舎建設検討委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新庁舎建設検討委員会規程を廃止する訓令

那覇市新庁舎建設検討委員会規程（平成20年那覇市訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 4 号

平成25年 3 月 1 日

那覇市自治体法務推進規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市自治体法務推進規程を廃止する訓令

那覇市自治体法務推進規程（平成24年那覇市訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 124 号

平成 25 年 3 月 1 日

那覇市毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票取扱要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号。以下「政令」という。）第 33 条に規定する毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の取扱いに関し、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（登録票の返納）

第 2 条 政令第 36 条第 3 項又は第 36 条の 2 第 1 項の規定による登録票の返納は、登録票返納届（第 1 号様式）に当該登録票を添付して行うものとする。

（登録票の掲示）

第 3 条 毒物劇物販売業者は、省令第 3 条に規定する登録票を店舗内の見やすい場所に掲示するものとする。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

登録票返納届

毒物及び劇物取締法施行令(第36条第3項・第36条の2第1項)の規定により、登録票を返納します。

店舗又は 事業場	名 称 所在地	
登録番号及び年月日	第 号 年 月 日	
返納の理由		
備考		

(添付書類)

毒物及び劇物取締法施行規則第3条に規定する登録票

那覇市告示第 125 号
平成 25 年 3 月 1 日

生活衛生課の分掌事務に属する届出等の公文書公開請求に関する要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

生活衛生課の分掌事務に属する届出等の公文書公開請求に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、生活衛生課の分掌事務に属する届出等の公文書の公開請求に関し、那覇市情報公開条例（昭和 63 年那覇市条例第 1 号）及び那覇市情報公開条例施行規則（昭和 63 年那覇市規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（公開の方法及び費用の負担）

第 2 条 公文書の公開の方法及び費用は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）電磁的記録を用紙に出力したものの交付 片面 1 枚につき 10 円
- （2）電磁的記録を CD-R 等の光ディスクに複製したものの交付 1 枚につき 100 円

（補則）

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市告示第 126 号

平成 25 年 3 月 1 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱(昭和61年那覇市告示第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入札参加者の資格) 第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。 (1)～(13) 〔略〕 (14) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。</u> (15) 〔略〕 2 〔略〕	(入札参加者の資格) 第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。 (1)～(13) 〔略〕 (14) <u>那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。</u> (15) 〔略〕 2 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次指名したものとする。 4 改正部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

公 告

那覇市公告第 327 号

平成 25 年 2 月 18 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更
の縦覧について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 1 項の規程により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令第 3 条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画において定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成 25 年 3 月 18 日までに沖縄県知事に意見書を提出することができる。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1. 縦 覧 期 間 平成 25 年 2 月 19 日から平成 25 年 3 月 4 日まで
2. 縦 覧 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
3. 縦 覧 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市役所 都市計画部 区画整理課内

 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
 新都心銘苅庁舎 新都心市民サービスセンター

那覇市公告第 328 号
平成 25 年 2 月 19 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 336 号
平成 25 年 3 月 1 日

平成 25 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成 25 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託
- (2) 履 行 場 所 別表 1：清掃業務委託各施設
別表 2：警備業務委託各施設
- (3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書による

(4) 契約予定日 平成 25 年 4 月 1 日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

（那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約）

平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの任意の期間

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 清掃業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 12 日(火) 13 : 15 受付開始 13 : 45 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 1 2 階 第 1 研修室 A B

(2) 警備業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 13 日(水) 13 : 15 受付開始 13 : 45 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

4 入札執行の日時及び場所

(1) 清掃業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 27 日(水) 9 : 00 受付開始 9 : 30 入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

(2) 警備業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 27 日(水) 13 : 15 受付開始 14 : 00 入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

5 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。

7 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守の誓約書（市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （１） 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- （２） 委任状を持参しない代理人のした入札。
- （３） 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- （４） 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- （５） 入札書の表記金額を訂正した入札。
- （６） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- （７） 明らかに談合によると認められる入札。
- （８） 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- （９） その他入札に関する条件に違反した入札。

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1：清掃業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	中央公民館
2	A	那覇市民会館清掃業務委託	文化振興課
3	B	公設市場の清掃業務委託	なはまちなか 振興課
4	B	那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託	那覇市上下水道局 総務課

5	C	那覇市中心商店街にぎわい広場清掃業務委託契約	なはまちなか振興課
6	C	那覇市保健所施設清掃業務	那覇市保健所準備室 （中央保健所派遣）
7	C	平成25年度交通広場及び情報センター清掃業務委託	道路管理課
8	C	真和志庁舎清掃業務委託	管財課
9	C	新都心銘苅庁舎清掃業務委託	まちづくり協働推進課
10	C	壺屋焼物博物館清掃業務委託	博物館
11	C	平成25年度消防本部庁舎清掃業務委託契約	消防本部総務課
12	C	那覇市北保健センター清掃業務委託	健康推進課
13	C	首里支所庁舎清掃業務委託	市民課 首里支所
14	C	小禄支所庁舎清掃業務委託	市民課小禄支所
15	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	博物館

別表2：警備業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	玉陵・識名園警備業務委託	文化財課
2	A	公設市場の警備保安業務委託	なはまちなか振興課
3	B	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	博物館
4	B	新都心銘苅庁舎警備業務委託	まちづくり協働推進課
5	B	那覇市保健所施設警備業務	那覇市保健所準備室 （中央保健所派遣）
6	B	保育所等機械警備等業務委託	こどもみらい課
7	B	小禄支所庁舎警備業務委託	市民課 小禄支所
8	B	首里支所庁舎警備業務委託	市民課 首里支所
9	B	真和志庁舎警備業務委託	管財課
10	B	那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務委託契約	なはまちなか振興課
11	B	那覇市民会館清警備業務委託	文化振興課

12	B	那覇市学校給食センター警備業務委託	学校給食センター
13	C	漫湖公園外各公園巡回警備業務委託	公園管理課
14	C	エコマール那覇と施設警備業務委託	クリーン推進課
15	C	平成25年度おもろまち駅情報センター警備業務委託	道路管理課
16	C	福州園機械・巡回警備委託業務	公園管理課

那覇市公告第 337 号

平成 25 年 3 月 1 日

平成 25 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名

- (ア) 学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）
- (イ) 学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）
- (ウ) 平成 25 年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託
- (エ) 保育所等のごみ処理業務委託（A 地区）
- (オ) 保育所等のごみ処理業務委託（B 地区）
- (カ) 平成 25 年度那覇市学校給食センター（首里・真和志・小禄）ごみ処理業務委託
- (キ) 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託
- (ク) 平成 25 年度消防本部ごみ収集業務委託
- (ケ) 那覇市市民文化部 7 施設ごみ収集業務委託
- (コ) 那覇市教育委員会施設（A 地区）ごみ処理業務委託
- (サ) 那覇市教育委員会施設（B 地区）ごみ処理業務委託
- (シ) 那覇市保健所ごみ処理業務委託

- (2) 履行場所 那覇市直営施設
- (3) 履行内容 各施設の仕様書による
- (4) 契約予定日 平成 25 年 4 月 1 日
- (5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 3 条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

- 1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
- 2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日第 137 号）第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 25 年 3 月 14 日（木）午前 9 時 00 分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 4 階 会議室 401

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 25 年 3 月 28 日（木）午前 9 時 00 分受付開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 4 階 会議室 401

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項各号に基づき免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、営業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 338 号

平成 25 年 3 月 1 日

新都心銘苅庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 新都心銘苅庁舎施設管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 新都心銘苅庁舎
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・第 1 種電気工事士 1 人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件
- (15) 制服制度があること。

3 入札説明会

日 時 平成 25 年 3 月 15 日

14 時 00 分～15 時 00 分

場 所 那覇市銘苅 2－3－8 那覇市消防本部 4 階講堂

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 25 年 3 月 28 日

13 時 30 分受付開始 14 時 00 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1－1－1 那覇市役所本庁舎 5 階入札室

※駐車場は有料になるので交通機関をご利用下さい。

5 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

(3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

※那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加者資格登録において提出済みの事業者は除く

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市まちづくり協働推進課まで持参のうえ提出すること。

- （1）入札資格審査申請書
- （2）業務実績表（市様式）
- （3）商業登記簿
- （4）市税完納証明書
- （5）所在地確認資料
- （6）労働保険（労災・雇用）加入証明書
- （7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- （8）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- （9）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課まちづくり協働推進G
〒900-0004 那覇市牧志 3-2-43 長山ビル 4 階（平和通り）
電話 098-861-3846 F A X 098-861-3126

那覇市公告第 339 号
平成 25 年 3 月 1 日

那覇広域都市計画緑地の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画緑地を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画緑地

2 都市計画を定める土地の区域

那 3 号 天久緑地

変更する部分 那覇市字天久地内

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

4 縦覧期間

平成25年 3 月 1 日から平成25年 3 月15日まで。ただし、那覇市の休日を定める条例（平成 3 年条例第33号）に定める休日を除く。

5 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。

那覇市公告第 340 号

平成 25 年 3 月 1 日

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画公園

2 都市計画を定める土地の区域

2・2・35号 羽佐間公園

変更する部分 那覇市安里3丁目地内

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎9階）

4 縦覧期間

平成25年3月1日から平成25年3月15日まで。ただし、那覇市の休日を定める条例（平成3年条例第33号）に定める休日を除く。

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 18 号

平 成 2 5 年 2 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
238	オキノリ工設株式会社	浦添市城間 2 丁目 18 番 3 号	具志堅 興順
394	松元設備	宜野湾市真栄原 3 丁目 20 番 13 号	松元 雄二

那覇市上下水道局告示第 19 号

平 成 2 5 年 2 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
410	功 設	沖縄市胡屋 6 丁目 10 番 1 号	大庭 保	平成 25 年 1 月 24 日
411	琉給テック	島尻郡与那原町 字与那原 452 番地 1 F	與那 忠司	平成 25 年 1 月 25 日

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号
平 成 2 5 年 3 月 1 日

那覇市教育委員会例規審議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会例規審議会規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会例規審議会規程（平成15年那覇市教育委員会教育長訓令第10号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第 2 号
平 成 2 5 年 3 月 1 日

那覇市教育委員会法規担当主任設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会法規担当主任設置規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会法規担当主任設置規程（平成24年那覇市教育委員会教育長訓令第6号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号
平成 25 年 3 月 1 日

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、こどもみらい部（子育て応援課）、健康福祉部（障がい福祉課、ちゃーがんじゅう課）、学校教育部（青少年育成課）の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平 成 24 年 度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の対象

- | | |
|---------|---|
| 1 実施根拠等 | 地方自治法第 199 条第 7 項、那覇市監査基準及び財政援助団体等監査実施要領に基づき実施する。 |
| 2 所管部局 | こどもみらい部 子育て応援課
健康福祉部 障がい福祉課
ちゃーがんじゅう課
教育委員会 学校教育部 青少年育成課 |
| 3 対象団体 | こぞくら児童クラブ
大道児童クラブ
あすなろ児童クラブ
小禄南児童クラブ
はぐくみ児童クラブ |

大名児童クラブ
沖縄中央育成園生活センター
有限会社 シルバーケア夢
那覇市青年団体連絡会

- 第2 監査の期間** 平成24年10月2日から平成24年12月25日まで
監査委員監査日：11月27日及び30日
現地監査日：11月30日
- 第3 監査の範囲** 主として平成23年度の財政援助団体等に対する補助金の
執行状況及び会計経理状況並びに指定管理者の管理に係る
出納及びその他の事務の執行

第4 監査の方法

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局

- ア 補助金、負担金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 対象団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

2 現地監査

- (1) 大道児童クラブ
- (2) あすなろ児童クラブ
- (3) はぐくみ児童クラブ
- (4) 有限会社シルバーケア夢

第5 事業概要と監査結果

- 1 事業名称 那覇市放課後児童健全育成事業補助金
所管部局名 こどもみらい部 子育て応援課
補助決定関係法令等
ア 那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱
イ 那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
主な補助対象経費

放課後児童クラブの運営に要する経費（飲食物費を除く）

主な事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

補助対象団体 44団体

補助金総額 2 億1,761万4,000円

平均総事業費 1,045万3,303円

平均補助額 494万5,773円

（1）補助金交付先 こざくら児童クラブ（那覇市首里大中町1-5-9）

設立年月日 平成16年4月1日

代表 フォージ 両子

児童数（平成23年4月1日現在）45 人

指導員数 常勤2人

年間開設日数 293 日

開設時間 平日11：00～19：30

長期休暇日 7：30～19：30

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 621 万 5,000 円

総事業費(B) 1,168 万 8,000 円

補助金充当率(A/B*100) 53.2%

監査の結果

対象となった事務は、「（7）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（2）補助金交付先 大道児童クラブ（那覇市大道146-1 大道小学校内）

設立年月日 平成12年4月1日

代表 石原 晃治

児童数（平成23年4月1日現在）45 人

指導員数 常勤2人

年間開設日数 293 日

開設時間 平日11：00～19：00

長期休暇日 8：00～19：00

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額 (A) 584 万 8,000 円

総事業費 (B) 1,035 万 512 円

補助金充当率(A/B*100) 56.5%

監査の結果

対象となった事務は、「（7）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（3）補助金交付先 あすなろ児童クラブ（那覇市識名1279-1大三アパートA-103）

設立年月日 平成5年4月1日

会長 赤嶺 なおみ

児童数（平成23年4月1日現在） 22 人

指導員数 常勤2人

年間開設日数 294 日

開設時間 平日11：00～19：00

長期休暇日8：00～19：00

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 327 万 7,000 円

総事業費(B) 612 万 859 円

補助金充当率 (A/B*100) 58.4%

監査の結果

対象となった事務は、「（7）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（4）補助金交付先 小禄南児童クラブ（那覇市小禄583ファミリーマンションA4）

設立年月日 昭和56年4月1日

代表 松本 京子

児童数（平成23年4月1日現在） 40 人

指導員数 常勤1人・パート2人

年間開設日数 283 日

開設時間 平日12：00～18：30

長期休暇日8：00～18：30

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 410 万 5,500 円

総事業費(B) 990 万 575 円

補助金充当率(A/B*100) 41.5%

監査の結果

対象となった事務は、「（7）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（5）補助金交付先 はぐくみ児童クラブ（那覇市字小禄1066字栄原幼稚園内）

設立年月日 平成4年4月1日

代表者 平安山 由紀

児童数（平成23年4月1日現在） 68 人

指導員数 常勤3人

年間開設日数 296 日

開設時間 平日 11：00～19：00

土曜日 9：00～17：00

長期休暇日 8：30～19：00

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 485 万 2,500 円

総事業費 (B) 1,131 万 4,393 円

補助金充当率(A/B*100) 42.9%

監査の結果

対象となった事務は、「（7）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適

正に処理されているものと認めた。

（6）補助金交付先 大名児童クラブ（那覇市首里大名町1-49）

設立年月日 平成4年7月1日

代表 仲盛 久美子

児童数（平成23年4月1日現在） 65 人

指導員数 常勤5人

年間開設日数 296 日

開設時間 平日11：00～18：30

土曜日 8：00～16：00

長期休暇期間中 日 8：00～18：30（夏、冬、春休み）

長期休暇期間（年末年始） 12月30日～1月3日

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 535 万 6,500 円

総事業費(B) 1,185 万 8,045 円

補助金充当率（A/B＊100） 45,2%

監査の結果

対象となった事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（7）指摘事項等

（子育て応援課）（注意事項）

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて「健全な育成」を図る事業である。

本市の各児童クラブ（44 補助団体）の月額保育料（給食費・おやつ代含まず。）は1年生で6,500 円～1 万 4,000 円、指導員の給与月額（期末手当含む）は約 9 万 5,000 円～26 万 7,000 円と児童クラブによって大きな開きがある。また、各児童クラブの年間事業計画も多様である。

これは、県外の児童クラブが公設・公営又は公設・民営による運営が主であるのに対し、本市の児童クラブが公設（学校の空教室）・民営（26 団体）や民設（民間アパート）・民営（18 団体）で運営されてきたことや、市の当該事業に対する運営指針を定める「放課後児童クラブガイドライン」が整備されていないこと等によるものと思われる。

また、運営委員会や監査機能、財務処理における証憑類の整理や指導員の就労要綱の整備等が不十分な団体が散見された。

これらの課題の改善や児童クラブの運営を一層充実するために、市のガイドラインの整備や施設・設備の充実、学校・関係機関及び地域との連携の強化や指導員の資質の向上等、適切な対応に努められたい。

児童クラブの運営に当たっては、事業の公共性を考慮して、児童が等しく健全な育成の機会が得られるよう、適切に運営されることが求められている。市は、各放課後児童クラブの運営状況を把握するための体制を確保し、定期的又は随時に確認し必要な指導・助言を行う等、質の向上が図れるよう努められたい。

なお、補助金交付申請に係る事務手続きにおいて、受領印の押印漏れが見られることから事務手続きの適正化に留意されたい。

（児童クラブ共通）

ア 補助金の充当について（注意事項）

那覇市放課後児童育成事業補助金交付要綱（以下交付要綱という）では、運営に要する経費の全部又は一部について補助金を交付するとしている。また、交付要綱第3条別表において、補助対象経費から「飲食物費を除く」と規定されている。しかし、各児童クラブにおいて、活動費として、歓迎会、懇親会、親子バーベキュー等の行事に際し飲食糧費が計上され、これに補助金を充当するという不適切な充当がみられる。補助金等交付要綱に基づき適切に補助金を充当されたい。

また、県外研修費、お土産品代、娯楽施設入場代、花束代、映画のチケット代等、「放課後児童健全育成事業」の目的にそぐわないと思われる支出が見られるのでその内容について検討されたい。

イ 指導員の業務について（要望事項）

児童クラブで児童の安全確保や事業計画の実施を職務とする指導員が業務の合間や自宅へ持ち帰り帳簿の整理等を行っている事例が散見された。

また、財務帳票類についても、様式等が統一されておらず効率的な事務処理がなされていないことも見うけられた。

指導員を本来の業務に専念させるとともに、基本的な帳票等について様式の統一化を図るなど事務処理の効率化について検討されたい。

（こぞくら児童クラブ）

光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金）の負担割合について（要望事項）

こぞくら児童クラブは、こぞくら保育園に併設されていることから光熱水費メーターが共有となっているが、光熱水費の負担割合は児童クラブが3分の2、保育園が3分の1となっている。児童クラブの負担割合が大きい理由として、児童クラブの使用人数が保育園より多いことを挙げているが、補助金の対象である当該光熱水費の使用負担分を明確にするため、メーターの分離設置等を検討されたい。

（小禄南児童クラブ）

対象児童について（注意事項）

小禄南児童クラブ運営規程によると、受け入れ対象児童が小学校2年生から6年生とされ小学校1年生が対象外となっている。

国の放課後児童クラブガイドラインや那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱のとおり小学校1年生から対象にするよう運営規程の改正をされたい。

（はぐくみ児童クラブ）

補助金充当額（行事費）の内容について（注意事項）

当該児童クラブに係る平成23年度運営補助金（485万2,500円）のうち、26.5%にあたる128万4,130円が県外交流会の航空運賃、宿泊費等に充てられている。

那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱の別表の規定には、補助事業の対象経費として「飲食物費を除く。」との制限規定しかないので、当該県外交流会等に関しては、禁止規定は置かれていないが、同要綱等の趣旨、目的等を考慮すると、補助対象経費のあり方として、適切さを欠くおそれもある。

市補助金を充当して行う事業については、適切さを欠くことがないよう努められたい。

2 事業名称 那覇市通所サービス利用促進事業補助金

(1) 所管部局名 健康福祉部 障がい福祉課

(2) 補助金交付先 社会福祉法人育成福祉会

沖縄中央育成園生活支援センター

(南風原町字宮平548番地の1)

設立年月日 平成18年10月1日

代表者 安里 盛一

設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

(3) 補助金交付額(A) 146 万円

総事業費 (B) 203 万 6,972 円

補助金充当率(A/B*100) 71.7%

(4) 主な事業概要

障害者自立支援法による通所サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う各事業所への通所）及び短期入所を利用する方々の送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(5) 補助決定関係法令等

那覇市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱

(6) 主な補助対象経費

対象経費は、事業所が実施する送迎サービスに必要な経費（給料手当、臨時雇用賃金、福利厚生費、修繕費、賃借料、保険料、租税公課費、委託費）

(7) 監査の結果

対象となった事務は、「(8) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(8) 指摘事項等

(障がい福祉課)

補助金決定手続きの確認について (要望事項)

補助事業に係る最終補助金額決定手続きの事務作業が年度末の1、2週間で31団体すべての確認作業を職員1人で担当している現状がある。

補助金の交付手続きは、多額の公費を支出する重要な手続きであるので、その確認作業については、所管課の体制の見直しを図り、慎重かつ適切な事務手続きを行われたい。

（沖縄中央育成園生活支援センター）

補助事業に係る契約方法について （要望事項）

通所サービス等利用促進事業に係るリース車両の契約決定方法について、随意契約で決定されている。当該社会福祉法人の経理規程には、一般競争入札及び指名競争入札の規定が整備されているので、それに則した契約方法が可能であったと思われる。

補助事業といえども最小の経費で最大の効果を求める公契約の理念は適用されるものであり、適正な契約事務手続きについて、所管課としての確認を十分に行われたい。

3 事業名称 那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金

（1） 所管部局名 健康福祉部 チャーがんじゅう課

（2） 補助金交付先 有限会社 シルバーケア夢（那覇市当蔵町2-16）

設立年月日 平成17年 6 月10日

代表 宮城 功

設 立 目 的 介護保険法に基づく通所介護事業、訪問介護事業等介護用機器等の販売及び賃借、修理等を目的とする。

（3） 補助金交付額 140 万円

（4） 主な事業概要

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム サンサン丸）を平成24年 3 月 1 日に開設し、那覇市の指定を受けて介護事業を行う。そのほか、「居宅介護支援事業所 夢」、「デイサービスセンター 夢」、高齢者ケア付住宅等の事業を行っている。

（5） 補助決定関係法令等

那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

（6） 補助対象事業の概要

ア 補助対象経費

事業所（グループホーム サンサン丸）の地域交流室（19.05 m²）の整備に係る費用

イ 整備事業の概要

工事費用 145 万円（うち、補助金 140 万円）

着工年月日 平成 23 年 10 月 28 日

しゅん工年月日 平成 24 年 2 月 29 日

供用開始年月日 平成 24 年 3 月 1 日

（7） 監査の結果

対象となった事務は、「（8）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(8) 指摘事項等

(ちゃーがんじゅう課)

補助金の交付事務について (要望事項)

認知症高齢者グループホームに併設する地域交流室の整備工事のため、那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金として140万円を、有限会社シルバーケア夢に対し交付しているが、工事積算額の妥当性や、工事完了の検査について、専門的にチェックする体制が整っていない。これらの課題を解消するため、建築工事関連部署との連携を図り技術支援を受ける等の方策を検討されたい。

補助金交付先団体から提出された工事着手報告書については、一部記載漏れのまま受理されていたので、チェック漏れがないよう十分に内容を確認されたい。

また、補助金交付額確定の際に、交付先団体が工事発注業者に対し工事費用を支払っているかについて確認を行っていないが、補助金の適正な執行のため、これを確認する必要がある。なお、当該工事費用の支払いについては、支払領収書により確認した。

以上の課題事項について確実に履行されるよう、補助金交付要綱等を整備されたい。

4 事業名称 那覇市生涯学習振興費補助金

(1) 所管部局名 教育委員会学校教育部青少年育成課

(2) 補助金交付先 那覇市青年団体連絡会

那覇市寄宮 2-32-1 (那覇市教育委員会青少年育成課内)

設立年月日 平成 5 年 11 月 23 日

会長 宇座 一志

設 立 目 的 市内の青年団体の連携を図り、その助長発展に努めると共に、那覇市の発展に寄与することを目的とする。

(3) 補助金交付額(A) 153 万円

総事業費 (B) 318 万 172 円

補助金充当率(A/B*100) 48.1%

(4) 主な事業概要

那覇市内の各地域で活動する青年団体を集め、那覇市における青年（会）活動の活性化を図ると同時に、那覇市の伝統芸能の継承と発展に寄与することを目的とする。青年会や青年サークルを統括し、青年祭、青年文化事業や青年交流研修により地域活性化・青少年健全育成を図る。

(5) 補助決定関係法令等

ア 那覇市補助金等交付要綱

イ 那覇市生涯学習振興費補助金要綱

(6) 主な補助対象経費

事務局運営費（会員報酬等）・活動費（青年祭、研修、県外交流等）

（7）監査の結果

対象となった事務は、「（8）指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（8）指摘事項等

（青少年育成課）

加盟団体数の増加について（要望事項）

那覇市青年団体連絡会（以下「青年団体連絡会」という。）に対する那覇市生涯学習振興費補助金（団体補助）は、補助金を活用した地域づくりの一環として、市内の各地域で活動する青年団体を網羅することにより、那覇市における青年活動の活性化を図ることを目的としている。

青年団体連絡会の加盟数は、第4次総合計画の施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」の成果指標にもなっており現在の7団体から平成24年度は20団体としているが数値目標の達成には厳しい状況である。

青年団体連絡会の活動については、当該青年団体連絡会主催の「なは青年祭」が今年で20回目を迎え、地域で活動する多数の青年団体等が参加して行われるなど評価できるものの加盟数増加につながっていない。

当該補助金事業を所管する青少年育成課については、補助金事業の目的を効果的に達成するため、各地域にある青年会の現状把握と課題分析を行うとともに加盟団体の増加及び事業活性化のための方策について青年団体連絡会と協議し、具体的かつ実効性のある行動に取り組まれない。